

陳 情 書 緜

(陳情第 22 号～第 42 号)

平成 30 年第 2 回 市議會委員會審查分

堺 市 議 會

目 次

陳情第	22号	憲法9条について	1
陳情第	23号	医療制度について	3
陳情第	24号	行政にかかる諸問題についてのうち第1項	5
陳情第	25号	子どもの権利についてのうち第1項	9
陳情第	26号	受動喫煙防止条例の制定についてのうち第1項	15

(議会運営委員会)

陳情第	24号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	5
陳情第	27号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	17

(総務財政委員会)

陳情第	24号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	5
陳情第	27号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	17
陳情第	28号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	25
陳情第	29号	近畿大学医学部附属病院についてのうち本委員会所管分	29

(市民人権委員会)

陳情第	24号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	5
陳情第	27号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	17
陳情第	28号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	25
陳情第	30号	平和施策について	33
陳情第	31号	障害者施策等の充実についてのうち本委員会所管分	35

(健康福祉委員会)

陳情第	24号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	5
陳情第	25号	子どもの権利についてのうち本委員会所管分	9
陳情第	26号	受動喫煙防止条例の制定についてのうち本委員会所管分	15
陳情第	27号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	17
陳情第	28号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分	25
陳情第	29号	近畿大学医学部附属病院についてのうち本委員会所管分	29
陳情第	31号	障害者施策等の充実についてのうち本委員会所管分	35
陳情第	32号	近畿大学医学部附属病院について	47

陳情第	33号	生活保護者の成年後見等の報酬助成について.....	49
陳情第	34号	生活保護について.....	51
陳情第	35号	生活保護について.....	53
陳情第	36号	日中一時支援事業について.....	55
陳情第	37号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分.....	57

(産業環境委員会)

陳情第	24号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分.....	5
陳情第	27号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分.....	17
陳情第	28号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分.....	25

(建設委員会)

陳情第	24号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分.....	5
陳情第	27号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分.....	17
陳情第	31号	障害者施策の充実についてのうち本委員会所管分.....	35
陳情第	37号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分.....	57
陳情第	38号	公共交通について.....	59

(文教委員会)

陳情第	24号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分.....	5
陳情第	27号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分.....	17
陳情第	28号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分.....	25
陳情第	37号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分.....	57
陳情第	39号	放課後施策について.....	61
陳情第	40号	放課後施策について.....	63
陳情第	41号	放課後施策について.....	65
陳情第	42号	放課後施策について.....	69

憲法 9 条について

陳 情 者 大阪狭山市

市民オンブズマン・大阪狭山

代表 平 野 博 義

大阪狭山市

副代表 山 口 幸 男

憲法 9 条改悪反対し、現行憲法を守れと議決してください。

陳情の内容

総理は、森友・加計・国会証人問題などで、追い詰められる中、公明党の支援を受け、「憲法改悪。」世界に誇れる平和憲法 9 条改悪をめざし、14 日憲法改正推進本部から、7 件の「9 条文案」を提示し、急いでいましたが、党内の反省の声高く、先送りとしました。然し、3 月 18 日には、細田議員が、総理の指示として、9 条 2 項の再検討をすると訂正しました。オリンピックの年が目標だそうです。

確かに、北朝鮮の核武装・ミサイルの脅威は、認めます。「日本会議」は敗戦の悲惨な体験を反省せず、改悪を強力に推進、東アジアでの、軍事強国・リーダー国が目標です。際限なく、アメリカから、新型強力武器購入を、迫られていくことになります。

軍事産業に暴利を与えてはなりません。国民の生命・自由・幸福追求の権利を、覆されではありません。「日本会議」は、政界の自民党系著名人の会員が多い。天皇陛下も、その様な国家を望んでおられない。

櫻井よしこの「美しい日本の憲法をつくる国民の会」も、憲法改悪を叫んでいます。「集団自衛権」の名のもと、同盟国の為に、自衛隊員が、外国で血を流す「軍隊」を日本が作っていいでしょうか? 日本は、海外でも、戦争の出来る国にしてはなりません。子どもや孫を決して、二度と戦地に送ってはなりません。私たちは、今重大な起点に立っています。自国防衛の、自衛隊を否定するものではありません。「専守防衛」の建前を崩してはなりません。

ICAN「非核散を、世界に訴えて」来て、昨年ノーベル平和賞を受賞されました。安倍政権は、

これに冷ややかな反応でしたが、世界唯一の被爆国ではないですか。

核なき世界を作るリーダーの役割を、日本が作っていくべきです。

堺市議会は「憲法改悪に反対し、現行の平和憲法を守れと」議決して他市に、範を示して下さい。よろしくお願ひ申し上げます。

受理年月日 平成 30 年 3 月 19 日

医療制度について

陳 情 者 大阪市浪速区
大阪府保険医協会
高 本 英 司

「要介護・要支援者に対する維持期リハの廃止撤回」等を求める意見書採択の陳情書

陳情の内容

仲春の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。日頃は市民の暮らしのためにご奮闘いただき、深く感謝いたします。

さて、「要介護者等に対する医療保険による外来維持期リハビリの廃止」について、2018年の診療報酬改定で方針が示されています。

保険医協会外科・整形外科部会では保険医協会会員を対象として昨年3月に取り組んだ維持期リハ実態アンケートの結果から、外来維持期リハ廃止後の受け皿と国が考える通所リハの普及が進んでいない現状や、介護保険のリハビリにも成果主義が導入されている事で、必要なりハビリを受ける事が出来ない“リハビリ難民”が生まれると危惧し、「要介護者等に対する医療保険による外来維持期リハビリ存続を求める」請願署名に取り組んでいます。現在、会員の賛同は1,148人となりました。

外科・整形外科標榜の先生からは「ケアプランを立てずに行えるリハビリが必要」、「介護保険は給付額が決まっており、他の介護サービスとの関係で必要なりハビリを受ける事ができない」、「医師の管理が届きにくい」と介護保険でしか維持期リハビリが行えないようになる事へ不安視する声が届いています。外科・整形外科だけでなく他科の先生からも「リハビリは継続・維持が大事です。生きていくことをやめろと言っているような政策だと思います。」との声が多く寄せられました。

つきましては、意見書を国並びに大阪府に対してあげていただきたく存じます。

ご検討の程、よろしくお願ひ申し上げます。

受理年月日 平成30年5月7日

行政にかかる諸問題について

陳情者 堺市北区

新日本婦人の会 堺支部

代表 高宮洋子

滝口和美

陳情の内容

私たち新日本婦人の会は、子育て世代から高齢者世代までの各世代を生きる会員が、平和、暮らし、子育て、老後の問題など、女性ならではの様々な問題についての願いや要求を取りあげ、日常的に草の根からの運動を進めています。とりわけ、もっとも身近な市政に対しては、政令市の権限と財源を大いに活かし、誰もが安心して暮らせる格差のない堺市であってほしいと切実に願っています。

市長選挙での公約を実現させていただき、さらに市民にとって暮らしやすい市として、これまで以上に現場主義・市民目線での施策を望みます。

市民の命と暮らしに直結する行政として、堺市におかれましては国に要求すべきは要求し、地方・自治体の役割をいかんなく發揮されますことを強く願います。自治の町、政令市「堺」の市政が真に市民のための自治体として、「自治体と市民の繋がりの強化」「安心・安全の街づくり」「福祉の充実」「子どもの笑顔のあふれる町づくり」の実現を願って、ここに陳情いたします。

<陳情事項>

1. 議会として「消費税10%への増税は中止にしてください」という意見書を国に上げてください。

議会運営委員会審査分

2. 「議会だより」を発行し、議会での様子を市民にわかりやすく知らせて下さい。議事録に基づき、提案・議論、各会派や議員の賛否なども知らせてください。

総務財政委員会審査分

3. 都市内分権をすすめていくために、市・区民の声を聞き、市や議会とともに市政を考える仕組みが必要です。他市の実例も参考にして、堺市も住民自治が活かせる「住民自治基本条例」の制定に向けて堺市から提案し、早急に制定してください。全国で308自治体で施行され、近畿36自治体が施行、大阪府下八尾市・豊中市・岸和田市・大東市などでも実施されています。
4. 市民に情報が届く最大の広報手段である「広報さかい」の更なる充実を求めます。
5. 堀市職員は正規の職員を増やしてください。自治体の責任において経験やスキルを伴った、市民が何でも相談できる職員を増やしてください。
6. 公的な施設や区役所等の窓口業務は指定管理者制度や事業委託でなく、行政の責任において行って下さい。マニュアル通りの対応や、継続性が必要な書類の対応といった面での不安が聞かれるなど、実地調査や評価におけるデメリットにも目をむけ、真に市民視点に立って進めて下さい。
7. 堀市職員において各役職に何割の女性が登用されていますか。男女共同参画条例に基づき、女性の能力を生かせる環境をつくり、役職にももっと登用してください。
8. 今、全国で自衛隊員を増やすため、自衛隊による学校を通じての組織的な勧誘や高校生のいる家庭への訪問、行事への参加など自衛隊の広報活動が活発化しています。堺市として自衛隊法に基づいての募集を委任されているということですが、「広報さかい」は堺の行政と市民をつなぐものだと考えます。「広報さかい」での自衛隊の募集はやめて下さい。また信太山駐屯地の一般開放の取り組みは全く戦闘状態を再現させ、見世物にしていました。そのような「戦争する自衛隊」の実態を知り、「堺まつり」のパレードの参加はやめさせて下さい。堺市に消防隊など他の音楽隊はないのでしょうか。今若者が戦闘に加担する事態になりかねない自衛隊の広報はしないでください。

市民人権委員会審査分

9. 区民ボード（区民評議会）はより市民の声が区政に反映でき、未来の堺市を見通して住み続けたい堺市を地域で議論されると期待しています。しかし夜の会議には傍聴に行きにくいという声も聞きます。会議を市民が参加しやすい時間になど検討して下さい。
10. 堀市内の集会所について、利用料が高く市民が気軽に使うことができません。憲法・教育基本法・社会教育法に基づいて設置されている公民館は人権としての「学ぶ権利」を保障する教育機関として位置づけられています。各区で気軽に利用できる、利用料は無料、せめて低料金で使用できる公民館の設置を求めます。公民館が近くにない地域の方達には不公平です。広い堺市に6館では少なすぎます。せめて中学校区に一つぐらいの設置を、又すぐにできなければ地域会館や自治会館・市営住宅の集会所など、公的会館を補完するものとして会館の維持費を補助し、地域に開かれた、誰でも気軽に利用できる会館、集会所になるようにしてください。
11. 今国内外で女性に対するセクハラ行為、発言が問題になっています。堺においてはこのよう

な行為・発言を許さない社会をつくるように、行政の役割を果たしてください。

12. 核兵器を世界中からなくし、戦争に加担することのない日本であるよう、「非核都市宣言」をした堺市として、政府や世界にむけて「非核の政府を」と発信し、被爆国である日本の被爆の実相を知らせてください。堺市としても国に意見書をあげて下さい。
13. 私たちは憲法9条を守り、活かすための草の根の取り組みを日常的に行なっています。今安倍政権は憲法に自衛隊を書き込もうとしています。日本が戦争する国にならないよう、また自衛隊員の人権も尊重する立場でも「憲法9条」を堅持する立場を示してください。改憲は国民投票で決めるべきとの回答ですが、改憲への道にすすまないように堺市として国に対して態度を明確にしてください。

健康福祉委員会審査分

14. 大阪府での国保料金の統一化にともなう国民健康保険料の値上げをしないでください。
負担の公平性とはどういうことを指しているのでしょうか。一応に料金だけでなく、地域の個別の事情や歴史を反映した多種多様な現実があります。医療設備も十分でない地域もあります。こういう点からも国保料金の統一化の見直しを大阪府に求めてください。
15. 誰でもが払える国民健康保険料にしてください。国保料が支払い能力を超えていることが問題です。市独自の保険料や減免制度・法定外繰り入れを認めるよう堺市として大阪府に要望して下さい。
16. 堺市第7期介護保険料（65才～75才未満基準額の人）は月額6,675円となり、現在6,128円と比べると年額で6,560円アップします。この為今後保険料を払っていけるか、又必要とする介護が利用できるのかという不安が広がっています。介護保険料・利用料を引き下げ、保険料・利用料の独自減免制度を堺市として創設してください。費用負担（ホテルコスト含む）がかさむため特別養護老人ホームに入所できないケースも多くあります。年金の範囲での利用負担ができる制度にしてください。
17. 働く女性が増え、認可保育園へのニーズは高まっていますが、昨年よりも待機児が増えていると聞いています。これまでの教育・保育内容を堅持し、保護者が子どもを安心して預けられるよう、認可保育園を増やしてください。又、公立のこども園・幼稚園はこれ以上民営化せず、堺市として保育士の確保と労働に見合った待遇を公的責任で行うようにして下さい。
18. 働く女性を支援するために、公立保育所をのこし、保育の質が担保されるようにして下さい。市としては認定子ども園への移行をすすめていますが、「堺の子ども」を預かる認可保育所で保護者が安心して預けることができるようにしてください。回答で以前より保育士に対する待遇改善が行われていると聞きましたが、まだ多くの園・所で保育士の不足を言われています。子どもの命をあずかる保育士の責任の重さを鑑み、労働条件も向上させ、よりよい保育環

境を確保してください。

19. 女性の貧困、特にシングルマザーや年金の1人暮らしの女性は深刻です。回答で様々な施策の実施を聞きましたが、それらがもっと功をなすよう期待しています。企業においての雇用・定着支援など具体的な成果などあれば教えてください。

産業環境委員会審査分

20. 元シャープ現在SDP社への補助金を止めて下さい。その分を「ものづくり」産業や、一次産業、中小企業、商店などへの支援を強めてください。

建設委員会審査分

21. 広い堺市において、堺市の交通の便が悪く、区役所や病院に行く、また買い物など日常の生活において、移動が不便という声を聞きます。今まちづくりの視点での交通網が課題になっていますが、堺の中で移動しやすく、用が果たせる交通網の充実を考えてください。

文教委員会審査分

22. 憲法、教育基本法、子どもの権利条約に基づき、子どもの健やかな成長を保障する教育を、将来を担う子どもたちが生き生きと成長できるように子ども施策を充実させて下さい。

- (1) 中学校給食は選択制でなく、小学校と同じ全員喫食を基本とした給食が早期に実現できるようにしてください。中学校給食を早急に就学援助の対象にしてください。
- (2) 「のびのびルーム」と「堺っ子くらぶ」の運営をプロポーザルで民間事業者への委託はやめてください。市の運営で子どもの人数に適正な教室数や指導体制になるよう予算も増やしてください。障害児の放課後対策の受け入れ体制に不安をもっている障害児の保護者がいます。ひとりひとりの状況に応じた支援を実施してください。
- (3) 大阪府が行っている中学校のチャレンジテストは、受験に直接使われ、行政が統一したテストで受験校を決めてしまうという事態は違法行為と言わざるを得ません。大阪府に対して堺市として、反対して下さい。
- (4) 昨年度より、小学校3年生から6年生まで、38人学級が実現し、現場からはゆとりが生まれたと嬉しい声を聞いています。しかし授業時数が増え、授業準備等、長時間労働は変わりありません。中学3年生までの学級定数を35人にしてください。又支援学級の子どもたちは、通常学級で授業をすることも多く、現場は大変な思いをしています。支援の必要な子ども、ひとりひとりの状況に応じた支援をしてください。

受理年月日 平成30年5月18日

子どもの権利について

陳 情 者 兵庫県川西市

一般財団法人 国際福祉人権研究財団

代表理事 雨 谷 康 弘

堺市南区

松 山 弘 範 他 50 名

陳情の内容

1. 別居・離婚後、子を連れ去り、子を実親と引き離し続ける人権侵害、児童虐待を防止する条例整備とその法整備に関する陳情

我が国では、単独親権制度の基、離婚に伴う子どもの親権・監護権の紛争が必須である。その「権利の奪い合い」を優位に進めるために、婚姻中に他方の親の同意無く「子どもの連れ去り別居」と、その後の「親子の引き離し」が後を絶たない。他方の親は、自らの同意なく一方の親に不当に子どもを連れ去られ、裁判においては継続性の原則の下で親権・監護権を奪われ、面会交流が認められず、子どもたちは愛する実親と引き離され、全くの離別状態となってしまう。このような被害者が多数存在し、その実子ロス（喪失）症候群という精神的ダメージの大きさは、人によっては苦しさのあまり自殺してしまう事例も確認されている。自殺すれば十数年の養育費が皆無となり子の利益は侵害されるが、それを係争においては一方親の利益の損失としてみれば貧困は監護親の責任として家庭裁判所は子の利益に照らすことはない。子の福祉や利益を最優先とした場合、一方的な子どもの連れ去り・引き離しは、非人道的行為な実子誘拐であることに限らず、子どもは実親ロス症候群によって成長過程で長期間にわたり精神的ダメージを及ぼし、児童の心理的虐待として自閉症スペクトラム・アスペルガー症候群(ASD)に酷似する愛着障害などの後発性 ASD 様症状や成年期注意欠如多動性障害 (ADHD) の症状の発症が懸念され、識者が広く発表しており、明らかに児童虐待であると社会的認識に変化がある。欧米先進国では実子であっても「子連れ別居」は「Abduction」であり「別居(separate)」ではなく「連れ去り・誘拐・拉致」である。実子誘拐が児童に精神的ダメージを負う児童虐待としているのに対して、我が国では他方共同親権者の身上監護権を奪取すること

を親族相盜例（1億円窃盗しても無罪）の性格を持ち、未成年略取誘拐罪は親告罪となり告訴期間は6カ月という短期間です。誘拐は児童の保護事由が無くとも寛容であって、更に係争などは長期化するので、別居ではなく誘拐であると半年以内で判明することなど皆無に等しい。裁判所が監護の継続性を重視するあまり、先に監護を始め、そこから継続する監護を管轄的事情として法的に追認していることから生じている。児童の意見表明権は「浮動的」や「年齢的」という相場観で評価されない事は、実親の支配権による明らかな児童の人権侵害であり児童福祉法から照らされなければならないはずである。

殊更、婚姻費用分担金は「別居前の生活になるべく近い監護環境を作る」ためという大義のもと扶養義務として義務化されている。面会交流は本来、子が両親から愛情と養育を受け続ける権利があって、それは親権者の扶養義務として当然に照らされるはずであるが裁判所は児童の返還が親の紛争に巻き込むという理由から面会交流を早急には決定しない。本来この児童の権利も、児童の権利条約から尊重されるべきであり「別居前の生活になるべく近い監護環境を作る事」が子どもの健全な発達にとって好ましく、長期的に「子ども最善の利益」に資することとなる。婚姻費用分担金や養育費を支払う親も、養育の実感を失する事が無ければ、費用を支払う義務感を失する事は予防できるのであって、明らかに子の福祉と利益に添っている。つまり面会交流は写真を一方的に送る、或いは1～2か月に1度だけ、面会時間は1～2時間程度でよいなどといった適当とは言えない相場観の判断は、児童の基本的人権、或いは幸福追求権に照らせば明らかに違憲判断である。従って、下記事項を市議会は条例整備の為に議論すべきであるし、国に対しては強く働きかけて頂きたい。

(1) 子どもの連れ去りの禁止

同意なく子どもを連れ去った場合に、子どもを速やかに元の監護場所に戻し、養育について話し合うこと。子どもを速やかに元の監護場所に戻すことに応じない場合には、子どもを連れ去られた親に暫定監護権を与えること。（※児童虐待やDV等の事情がある場合等には、特別な配慮がされなければならない。但し、保護命令の推認回避に限る場合は、試行的面会交流における調査報告等で子との親和性を照らし、親和が見られる場合はその限りではない。）

(2) 面会交流の拡充

平成30年1月12日の伊丹市の祖母による児童虐待と虐待を共謀した母親の事件からも、監護者や監護協力者だけでは児童虐待を抑止できない事が明らかである。養父母などによる虐待や殺害も後を絶たない。児童虐待防止の観点からも親子が離れて暮らしている場合には、面会交流の子の権利性を明確化し、子と実親との親和性の上で、実親に愛される権利や子の意見表明権を尊重し、頻繁かつ継続的に離れて暮らす子が、実親に会えることとするこ

(3) フレンドリー・ペアレント・ルールの導入

面会交流を不履行した債務者に対し、債権者が間接強制して債務者が賠償しても、結果として支払った後も子を会わせない。つまり現行法に面会交流の強制力がなく、子が実親に会えるものを確約するものではないのである。つまり面会拒否する親は、人権侵害の感覚が欠落している。損害賠償しても会わせないケースが往々に発覚しているが、その児童の拘束、依存性や心的抑圧は大きく照らされていない。つまり2カ月に1回の不履行より、1年に100日という不履行を、損害の大きさと養育の実感に照らせば、不履行防止の観点からも「フレンドリー・ペアレント・ルール：寛容性（友好親）原則」の導入は有効である。主たる養育親の決定は共同親権制度の各国で標準化されているフレンドリー・ペアレント（他方の親により多くの頻度で子を会わせる親）ルールなど子の福祉や人権である面会交流に、より友好に取り組む親が優位に衡量されるものとする。婚姻費用分担金或いは養育費の支払う感は養育の実感に比例して当然であり、面会交流が多ければ多いほど、支払う側も義務感が生じるのである。

(4) 面会交流と養育費または婚姻費用分担金を並行して取り決める

子どもと離れて暮らす実親との面会・養育及び婚姻費用分担金などは並行して取り決めることが日本司法制度であるが、子の返還を妨害する奪い合いであって、それこそが子を紛争に巻き込んでいる。緊急性があるのは婚姻費用分担金や養育費だけではなく、引き離しによる児童の実親ロス症候群であり精神的ダメージを防ぐことでもある。児童虐待防止法を照らせば1%であっても緊急回避すべき精神的虐待である。今の家庭裁判所の運用は児童の人権を歪めている。児童福祉法に照らせば児童の人権は社会が守るべき福祉や人権であって、婚姻費用分担金や養育費、そして面会交流は義務化（特段の事情が無い場合）し、養育計画の作成義務化、共同養育計画の作成を離婚時の義務とし、離婚の成立要件とすること。

2. 別居離婚後、子の面会交流支援に関する条例整備と法整備に関する陳情

我が国では、離婚後、どちらか一方親だけが親権者となる単独親権制度を採用している。しかし、この制度が離婚時に子どもの人身と人権の奪い合いを必須事項としているのであって、紛争を激化させ、「子どもの連れ去り」や「親子の引き離し」という生き別れの「離別実子ロス」が「死別ロス」より大きいグリーフ（悲嘆）を受ける悲劇を生んでいることは真摯に受け止めるべきである。アメリカや中国など児童の権利先進諸国は全て、離婚後の共同親権制度を導入しており、離婚後も両方の親と積極的で頻繁な関わりを維持することが子どもの最善の利益に適うことを子の福祉に対する認識の標準モラリティとしている。これを阻害することは実親ロスによる子どもの精神的ダメージを大人以上に懸念すべきであるが、ドイツでは「基本的人権の侵害（特段の事情なく単独親権とすることは憲法違反との連邦最高裁判例がある。）で

ある」という考え方を採用している。又、「親権」という親の権利的側面を強調した概念は廃止され、イギリスでは「親責任」、ドイツでは「親の配慮」という概念が採用され、この概念に沿った法整備がなされ、支援政策、プログラムも充実している。

これらの児童の権利先進諸外国であっても、実質的な監護や教育方針等をめぐっては、より紛争が激化することが懸念されていた。しかし我が国の家庭裁判所同様、親の紛争と子の福祉や利益は選り分けられ、子の利益と親の利益を衡量するより、そもそも児童の人権は尊重するものとしている。ドイツ国民の認知も、自分たちの争いとは別個のものとして教育されることで、子のことを真剣に考え協議するようになり、離婚後の親と子ども、元夫婦間の関係の良化というプラスの変化をもたらしたことが報告されている。

我が国において、離婚後の単独親権を規定している民法819条は、1947年の制定以来60年を経た今日まで抜本的改正が一度もなされていないが、戦後の父子優先から母子優先となり、母子は母性へ、そして現在は母性優先の原則さえ改廃し、監護の継続性のみが優位であるとして明文化されていない慣例は変貌し児童の成長に不可欠な父子原理や母子原理が蔑にされ、近年の社会状況に全く整合しないばかりか、国際的情勢からも非常に立ち遅れたものとなっています。面接交渉は人質交渉の性格から民法改正により親の利益ではなく、子の福祉を照らすよう、改正民法766条は面会交流を周知させた。人身取引の性格は排除されたはずである。そして昨年、児童福祉法が改正され、ようやく児童は人権を尊重され、社会福祉を受ける権利を有するとした。つまりこの少子化の世事に児童の人権は国益の性格を持つこととなったのであるが、司法は急に軌道修正できず、子が実親と引き離され続け、人身取引は横行し、児童が精神的ダメージを受けている実態を把握し、また実感しながらも黙認している。

現在の調停・審判等の裁判実務において、親子を引き離しの中で児童の人身を拘束し、「親権」「監護権」「婚姻費用分担金」「養育費」などを取引する面接交渉（人身取引）が未だ定着している。これは子の人身と人権が私物化され、人権が侵害されている。監護親が反対した場合、一方的に写真を送るといった間接面会交流が行われることもあり外務省が公開している「交流(contact)」という、子は引き離された母親（父親）の温もりを感じる事が出来ない。極めて限定的にしか認められておらず、子の福祉に資するには全く貧弱なものであると云わざるを得ない。他方親に写真を送っても、子が実親と交流は実っておらず、子の福祉に添っているなど言えないでのある。交流は世界でも「contact」と明記されており「ふれあい」である。更に面会交流は現行法の審判での決定、調停での合意に実質的な強制力がないため、全く無視され、長期に渡って子どもに会えないという事例が多発し、改正民法766条で明文化されても無視されているのであって、弱い権利として簡単に裁判で否定されてしまう。

神戸家庭裁判所の播磨俊和所長はホームページで「家庭裁判所は、近年における社会状況の変化や価値観の多様化を受けて、いくつもの課題を抱えており、これに適切に対処することが

求められています。」と述べている。里親を含め、多様な親子や家族のあり方が模索される中で、これ以上、子どもが親同士の紛争によって大きな精神的ダメージを負い、犠牲者となることは避けねばならないはずである。離婚は婚姻関係の破綻であって、親子の親和関係の破綻ではない。国民の権利として、離婚後も親子が安心して継続的幸福関係を持てるよう、民法819条及び関係各法は、今まさに抜本的に見直されるべきであり、共同親権、共同養育が採用されるべきであろう。そこには面会交流の法制化が含まれる可能性もあるが、しかし法整備と現行法上の履行と社会的支援は別物であり、下記事項を市議会でもこの問題を条例整備の為に議論すべきであるし、国に対しては強く働きかけて頂きたい。

- (5) 離婚後の子どもの福祉に資するため、人身取引の性格を持つ面接交渉の絶対的禁止の法制化を含め、民法819条及び関係各法を抜本的に見直し、共同親権ないし共同養育制度を採用すること、また「児童の権利条約」や「国際的な子の奪取の民事面に関するハーゲン条約」「ジュネーブ条約」など条約の批准を遵守する事。
- (6) 面会交流支援の条例整備を児童の権利条約と児童福祉法に基づき、社会福祉として自治体の義務責任を明確にする事。

<陳情事項>

1. 以上(1)から(6)まで、本市議会は国に対し、離婚や別居による人身取引や悲惨な親子関係の離別状態を解消及び防止するため、地方自治法第99条の規定により国及び関係各機関に意見書を提出して頂くよう陳情いたします。

健康福祉委員会審査分

2. 本市は明石市などの条例に類推する条例を整備し、速やかに社会として子の福祉と人権尊重を実現すること。

受理年月日 平成30年3月29日

受動喫煙防止条例の制定について

陳 情 者 堺市南区

一般社団法人 日本禁煙学会大阪支部 理事

子どもに無煙環境を推進協議会 代表理事

野 上 浩 志

健康堺のため、大阪府、大阪市等と連携・協力し受動喫煙防止条例の早期の制定を進めてください

陳情の内容

謹啓日頃の堺市議会活動にご尽力をいただきありがとうございます。

現在国では、受動喫煙対策を強化する健康増進法改正案が国会に提出されています。その概要は、「医療機関や学校、行政機関は敷地内禁煙とする（屋外の喫煙所設置は認める）。飲食店は原則屋内禁煙（喫煙専用室は設置可）とするが、客席面積 100 平方メートル以下で、個人経営か資本金 5,000 万円以下の中小企業が経営する既存店では、「喫煙」「分煙」などの表示をすれば喫煙を認めることで、新規店は原則屋内禁煙とする。」とのことで、飲食店全体の 55%（大都市では 80～90%）は喫煙可能になると推計されています。

一方で、東京都では、「従業員を雇っている飲食店（約 84%）については店舗面積にかかわらず原則屋内禁煙にする」との条例骨子案を公表し、6 月都議会で提案される方向のようです。

またこれらの動きに関連して、吉村大阪市長及び松井大阪府知事は連携調整して、「2025 年の万博誘致をにらみ、国よりも対象施設を広げるなど、独自の受動喫煙防止条例制定をめざす」と報じられています。

＜陳情事項＞

1. 市議会においては、大阪府に対して受動喫煙防止にかかる意見書の提出をお願い申し上げます。

健康福祉委員会審査分

2. 堺市においても、古墳群の世界遺産登録を目指しに、市独自に、あるいは大阪府・大阪市等と連携・協力するなどで、特に飲食店などの利用客と従業員、市民、市への訪問者、観光客や海外の方々の健康を受動喫煙の危害から守る健康的な堺市のために、受動喫煙防止条例の早期の制定をお願い申し上げます。
3. 東京都の案と同じく、「従業員を雇っている飲食店（約84%）については店舗面積にかかわらず原則屋内禁煙にする」のが、全ての従業員の健康が守られる良策かと思います。（飲食店業界は売上げが減ることを危惧して反対する動きがありますが、禁煙によって飲食店の売上げは減るものではなく、かえって増えるであろうことが国内外で報告されています。）
4. 従業員のいない既存の飲食店については、新規店は屋内禁煙を義務づけ、既存店でも店主（と家族）及び利用客の健康のために、屋内禁煙が望まれます。
ただ東京都のように、条例の制定を優先するために、経過措置として、禁煙か喫煙可の表示を店頭（入口）に掲示するとの義務づけをし、喫煙可の店に子ども・未成年者・妊婦の出入りを禁じることで、当面は店主の判断に委ねる選択肢がありうるかもしれません。
5. 「分煙」では煙は必ず漏れ出ますので、屋内禁煙の徹底が必要です。
 - (1) 「行政機関」だけではなく、議会、警察署、及び国関連の税務署、裁判所・検察などの司法機関等も含められるべきです。
 - (2) 条例の遵守を担保するために、罰則（行政罰の過料）が不可欠です。

受理年月日 平成30年5月21日

行政にかかる諸問題について

陳 情 者 堺市南区

藤 村 光 治

陳情の内容

堺市職員のマネジメントの中核として、それをしっかりと高めていただくということが第一です。堺市の全体の仕事です。人材育成です。「働きあり法則」しかし生産性を上げる優秀な人たち、6割が平均的な働きをする人たち、下位の2割が生産性を下げる人たちが職員がいます。堺市の職員は人事評価制度を積極的に活用してください。又堺市は市民に職員は方改革プランです。すべて職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務して且つ、職務の遂行に当たっては全力をあげてこれに専念しなければならない。職員は政党その他の政治的団体の結成に関与してはならない。職員は政党の役員となっては、ならず、又は勧誘運動をしてならないです。堺市職員は全体の奉仕者で一部の奉仕者では、ありません。人は、すべて、生まれながらに自由であり、堺市市民は、思想・信条・性別・人間皆平等です。職員は市民信頼の絆を深め、市政のために尽くすために陳情しました。

<陳情事項>

議会運営委員会審査分

- 議会は市民に対する説明責任を果たすとともに、市民との意見交換を通して多様な課題の解決に向け、議会報告会の開催を進めてください。

堺市は平成30年2月12日に自治会連合協議会だけに、議会報告をしました。自治会は50%です。臣民議会も議員説明もします。職員も政治的に中立で市民の参加が出来る、議会報告会を進めてください。

- 民主主義社会においては言論の自由、機会の平等などが欠かせない。特に言論の自由、機会の平等、民主的政治システムにおける、政治の本質は、市民の声を自治体の政策決定の過程に伝えることだと思います。これは民意を伝えるということです。市民は「利益の表出」です。又は「利益の集約」です。二つのプロセスを通して、自治体の意思や政策の決定がなされます。民主主義システムは市民の参加が理解することです。堺市議会は市民が議員に質問できる

機会の創出を進めてください。

総務財政委員会審査分

3. 堺市は都構想に参入を進めてください。政令指定都市の人口は札幌市 187 万人、仙台市 103 万人、さいたま市 118 万人、川崎市 131 万人、横浜市 356 万人、名古屋市 220 万人、京都市 147 万人、広島市 115 万人、北九州市 100 万人、福岡市 139 万人、神戸市 152 万人、大阪市 263 万人です。堺市 83 万人です。2020 年度は、75 万人になります。各区は 7 つもあります。堺市は 2 つにすべきです。大阪市と堺市二つで 330 万なります。堺市は都構想なれば行財政改革です。

4. 泉北ニュータウンの再生に伴う都市計画案件について

近畿大学医学部等の開設に関する住民説明状況（平成 29 年 7 ～ 9 月）

- ① 7/8 (土) 午後 9 時から 三原台校区自治連合会 [役員・単位町会長]
- ② 7/14 (金) 午後 7 時から 茶山台校区連合自治会 [役員]
- ③ 7/14 (金) 午後 7 時半から エスタシオン [管理組合理事]
- ④ 8/19 (土) 午前 10 時から エスタシオン [住民]
- ⑤ 8/20 (日) 午前 10 時から ウイズグラン泉ヶ丘 [住民]
- ⑥ 8/26 (土) 午後 1 時半から 三原台 3 丁分譲自治会 [住民]
- ⑦ 9/2 (土) 午前 10 時から ソフィア泉ヶ丘 [住民]
- ⑧ 9/6 (水) 午前 10 時から 住みよい堺市をつくる会 [役員]
- ⑨ 9/16 (土) 午後 2 時から マスターズステージ泉ヶ丘 [住民]
- ⑩ 9/30 (土) 午前 10 時から リバーガーデン泉ヶ丘 [住民]

(1) 公園の変更に関する主な意見

- ・田園公園及び三原公園はできる限り残すべき。
- ・泉ヶ丘プール地を残してもらいたい。
- ・田園公園の一部がなくなることにより、資産価値が低下するため、補償してほしい。

「三原台の府営団地を丸ごと売却してはどうか。問題は団地住民だが、どうせ建て替え時期に来ているので隣の高倉台に移ったらしい。高齢者や生活保護世帯は、むしろ泉北よりも電車賃が安くて買い物に便利な、新金岡や長居の団地に移住するように促してはどうだろうか。」

この度、下記理由により各家庭の集金業務（自治会費・共益費・掃除費）を廃止し、共益費として一元化して口座引落しにする事に決定しましたのでご報告致します。

共益費の内訳は、公用電気代・共用水道代・事務費用・環境整備（ゴミ処理・掃除・草刈り等）です。

口座振替になりますので、口座をお持ちでない方は口座開設をお勧めします。

三原台府営1丁土地990所帯数の住民の生活、生きる。権利、泉北ニュータウン再生室、公園監理課、説明29年住民、義務があると思います。三原台府営団地の住民・1丁土地990所帯に田園公園や近畿大学医学部について説明を行ってください。

5. 近畿大学医学部設置に反対。慢性化している交通渋滞がさらに悪化する。近隣センターの再生プラン日常の生活を支え交流を促進する居場所、地域性ニーズ対応。高齢化社会の今、南区では沢山の高齢者が住んでいます。かかりつけ医がなくなるということ。

住民の都市活動基盤の維持・向上と同地区センター内施設更新、公有地の有効活用、公益的な集客機能を有する商業・文化施設の建設こうした施設の連帶による地域のブランドの向上、来街者・移住者の維持を進めてください。

6. 職員の政治行為制限条例を拵えてください。堺市広報に2013年に都構想に批判的な記事を連載しました。市職員は政治的に中立であるべきです。教育も先生も政治的に中立性が求められています。国も教育は政治的に中立性が必要があります。まず堺市が政治的行為制限の条例を進めてください。

7. 会計室の堺市職員が選挙補助システムを改良して自作のシステムを開発し、複数の民間企業等に対して売り込みを行った。職員は個人情報を含む業務データを、民間のレンタルサーバーに保存し、個人情報の流出を招きました。

当時、平成25年に会計室の依頼に応じ、区選挙管理委員会の選挙システム用のパソコンを用いて会計室職員が自作システムの動作確認を行うことを容認し使用させた。堺市は市民には厳しく、身内には優しい。

堺市は選挙の個人です。国・知事・市長・府議・市議・市民が選びます。又18才から選挙が出来ます。組織の中人がなります。二度と選挙名簿を漏らさないでください。また、職員がシステムの売り込みなどを行うといったことがないようにしてください。堺市の市民は職員への信用がありません。

職員の不祥事をなくしてください。

8. これが役人や議員らの夏の手当です。

(本給+扶養手当) × 1.1 + 本給 × $\frac{5-20}{100}$ × 2.125、市の職員6月29日夏の手当が支給され

ます。民間のボーナスは37万5,000円です。加算しますと、2.5~3.0実際にはなります。

本給 × 2.125として職員の手当を定めてください。

9. 税金などの徴収を担当する地方団体職は滞納となった債権について、その十分な回収の実現を図るために適時、債権の取立等の措置をとるなどして債権の回収に堺市つとめてください。しかし、平成25年3月29日判決が出ました。

ただし回収可能な債権が時効消滅して回収不能となることがないように消滅時効の完成時期

が接近した債権については必要に応じて適切な時効中断措置をとるなどして当該債権を適切に管理すべき義務を負って平成 25 年 3 月 29 日日本件判決がありました。

大阪府美原町の担当職員らに約 3 億 9,000 万円の賠償請求が市民が住民訴訟です。住民訴訟後の経過を市民に知らせてください。

市民人権委員会審査分

10. 大きな被害をもたらすと予測される南海トラフにおける巨大地震は近い将来 80% の高い確率で発生するといわれています。堺市の防災計画、アクションプランの地震の場合の死者を減らす計画を進めてください。
市民に安心・安全の危機管理体制の構築を進めてください。
南海地震、津波計画堺区、西区、石油 200 万キロ、危険物 1 万 3,700 トンを、100 社に、防災計画を把握出来ていますか。
津波対策を進めてください。
11. 障害者の人権の尊重、自己決定権の尊重。
ライフステージや障害特性等に配慮の行きわたる共生社会づくりを障害者をはじめとする市民が暮らしやすい堺市を実現してください。
12. オレオレ詐欺、架空請求詐欺、還付金等詐欺などの振り込み詐欺の被害状況を堺市は市民へ周知してください。特殊詐欺防止に向けて、堺市立消費生活センターは注意喚起を実施してください。
13. 各区の区民評議会において区ごとの特性に応じた施策、事業等に係わる総合的な計画、方向性等について調査審議等を行う上で、広く区民の声が十分に反映されるような運用を行うことを進めてください。
14. ヘイトスピーチと呼ばれる民族差別的言動への対策を盛り込んだ堺市の条例案、拝えてください。
過去も文化会館貸しました。早く条例の制定を進めてください。
15. LGBT。堺市は（性的マイノリティ）を守ることを進めてください。人はすべて生まれながら人間として権利があります。性別などについて本人が望んでいないのに勝手に公表することを禁じる条例をこしらえてください。人口の 5.2 は LGBT といわれます。LGBT について知らないと、当事者やその周囲の人を傷つけてしまい、人間関係やメンタルに悪影響を及ぼします。ひとつひとつが大切な未来の為に必要な条例です。「好きになる相手の性別・性的指向」や性別についての認識「性自認」などを公表するかどうかは、個人の権利だとしていて、本人の意思に反して周囲に公表することや、公表を強制すること、また逆に公表しないように強制することを禁じています。堺市は人間皆平等が軽視されがちです。差別や人権侵害の事象もある

とを絶たないです。

健康福祉委員会審査分

16. 2016年11月障がい者、日中一時支援事業において幼児の死亡事故が発生しました。事業所で職員が1才9ヶ月の幼児に食事介助している際、幼児が食事を喉に詰まらせ、駆けつけた救急隊により堺市立総合医療センターへ搬送されましたが、1週間後に亡くなるという痛ましい事故が起きました。事業所の代表者に、幼児に与える離乳食を、お願いしたらしい。幼児に与える固形物の混じった食事を与えたためとみられています。堺市は国のガイドラインをこの事業者に幼児を預かる事業でありながら、事業要綱で、児童福祉法に基づく保育士などの配置を定めています。問題で、職員の責任です。堺市は事業者に事業要綱を見直すことを進めてください。堺市の職員は重大事故が発生した際は消費者庁に通知するよう法律を守ってください。
17. 堺市は受動喫煙対策について堺市独自の条例案に盛り込む内容の検討を進めてください。

産業環境委員会審査分

18. 百舌鳥古墳（大山古墳群）の世界文化遺産登録をチャンスと思います。堺市はPRを積極的に進めてください。どのような戦略がありますか。又どのような施策が列記されていますか。堺市は訪日外国人の誘客において、堺市を訪れた人が満足できる企画がありません。まずSNSで満足度を拡散してもらう取組みを進めてください。
19. 平成29年度に倒産した、企業の数は深刻な人手不足などの影響でリーマンショックが起きた。平成20年度以来9年ぶりに年度を上回りました。昨年度に1,000万円以上の負債を抱え倒産した企業の件数は8,285件で前の年度は1.6%増えました。9年度ぶりです。「小売業」3.8%増えました。これは人手不足で人件費が高騰したり、求人難となったりしていることや、消費者の節約志向が根強く続いていることが影響しています。特に人手不足が理由で倒産した数は44%も増えて、堺市は中小企業の経営計画の再構築やビジネスモデルを生み出す必要が出てきています。堺市は産業振興を進めてください。

建設委員会審査分

20. 三原台の府営団地。建設リサイクル法の概要と建設リサイクル法の届出、分別解体等の説明を市民に詳しく周知するため、広報などに載せなさい。
21. 堺市西区で危険な白タクライドシェアがありました。そこで働く労働者は個人請負・個人事業者とされ労働者として保護や権利がなってしまいます。わが国では道路運送法違反として認められていません。堺市では、税金を払わない。事故時の補償も個人任せでどうなるかわかりません。堺市のライドシェアによる危険な交通のやりかたをなくしてください。仲介のみで運

行には責任を負わないです。

22. 南海電鉄の堺東のホームが狭くなり混雑や安全面の課題があります。無人駅を無くすことです。堺市は南海電鉄に中百舌鳥駅の地下連絡通路における乗客の安全な誘導を働きかけてください。

23. 原山公園の維持管理・運営（20年間）。平成32年7月1日です。便益施設（内容カフェ）平成32年7月1日～平成37年6月30日。原山公園の駐車止める270台で年間10万人です。梅・美木多駅から20分です。又南区10万人で高齢者4万人です。原山公園に来客を促す取り組みを進めて下さい。

原山公園の維持管理・運営20年間の費用を文書で出して下さい。又1年間の入場は予定です。

梅・美木多駅から20分で、駐車場は295台です。道路が狭いことを市民に知らせてください。

原池公園の整備費用である30億円は何に使うか知らせて下さい。何人の市民がきますか。

24. 公園監理課は堺区・並松公園に有害物質の六価クロム及びシアン化合物を検出しました。しかし、雨水枡の泥からシアン化合物が検出されました。公園監理課は健康不安を感じる方には、誠実に対応するようにして下さい。又、並松公園の六価クロム・シアン化合物をじらべてください。

25. 堺市上下水道局は市民からの問い合わせに迅速に対応して下さい。

文教委員会審査分

26. 堺市は非行少年等を少なくしてください。凶悪犯18人、粗暴犯108人、窃盗犯503人、知能犯3人、風俗犯8人、その他198人、特別法犯少年98人、不良行為少年9,742人です。堺市は安心・安全に学校にいけるようにおねがいします。

堺市は先生の暴力をなくしてください。クラブ、とくに多いです。堺市の先生が多いです。児童や生徒への暴力行為の対策してください。

27. 教育委員会は取り返しのつかない1件の重大事故の発生を防ぐためにも、子どもの命守るためにも危機管理・現場への指導の徹底を求めます。平成28年運動場が陥没するという事故が発生しました。

- ① 負傷した生徒に対して病院での早急な受診を行っていませんでした。
- ② 警察への通報もなされなかった。
- ③ 報道提供の遅れもありました。

学校での、1件の大きな事故、29件の軽微な事故・災害、そして300件のヒヤリ・ハットです。

28. 堺市の非行少年特別法犯少年 99 件、不良行為少年 9,742 件、凶悪犯 18 件、粗暴犯 105 件、窃盗犯 503 件、知能犯 3 件、風俗犯 9 件、その他 198 件。小学生 13 件、中学生 2,175 件、高校生 5,055 件、大学生 5 件、各種学校生 745 件、合計 7,993 件。堺市の教育委員会は学校における命や子どもを守る取り組みを一層強化して、将来の学習指導要領において、教育の更なる充実を進めてください。

堺市教育改革を進めてください。

29. 全国の小学校・中学校で不登校の子どもは、13 万 4,000 人を超え、10 年間で最も多くなりました。平成 28 年度小学校 3 万 1,151 人（前回 3,568）中学校 10 万 4,398 人（前回 8,407）欠席日数年間 90 日長期の不登校の子どもも 7 万 7,451 人で全体の 57.6% を占めました。堺市は不登校の子どもの対策を進めてください。

不登校の生徒の分校の設立を進めてください。堺市は中学校の生徒を対象に不登校の「分教室」の開設を進めてください。「不登校が 30 日年間欠席している専任 4 人が教員 4 人授業を担当です。」学習は「表現科」や個別学習をします。1 割ほど短縮します。

30. 学校の先生の数が 2,500 人となる教職員管理を進めてください。

31. 公立幼稚園の廃止を進めてください。

堺市の公立幼稚園は 10 園で 600 人の園児募集に申込数が 210 人です。390 人近くの空きとなっています。先生のパート募集で 3 人です。平成 31 年度に廃止を進めてください。民間、すばらしい幼稚園があります（プール・クラブ・英語）小学校で決まりができます。

受理年月日 平成 30 年 5 月 15 日

行政にかかる諸問題について

陳 情 者 堺市西区

堺市内民商連絡会

代表 上 田 壯 幸

堺北民主商工会

堺東民主商工会

堺南民主商工会

美原狭山民主商工会

陳情の内容

日頃、中小業者の営業と生活を守るために、ご尽力頂きありがとうございます。

国民・中小業者は深刻な苦難に直面しています。2012年12月に発足した第2次安倍政権の5年間で、非正規雇用が207万人増加し、労働者の実質賃金は年収で15万円も低下しています。金融資産を持たない世帯が400万増加しています。「単価が下がるばかり」「売り上げが半減」などの苦勞が広がり、9人以下の事業所数が軒並減る事態です。

こういう時こそ、地方自治体が中小業者への支援策を創設・拡充することが求められています。3年前に制定された「小規模企業振興基本法」は、中小企業の中でも、従業員5人以下の小企業の位置と役割を明記しています。堺市でも、その趣旨で実効ある施策を実行されることを願い、以下の項目を陳情いたします。

<陳情事項>

総務財政委員会審査分

1. 中小業者の仕事確保・顧客拡大への支援をして下さい。

地域を担う建設・土木工事への経営支援として、「小規模工事希望者登録制度」を創設して下さい。

2. 官公需の改善と生活再建支援の拡充をして下さい。

市内業者への発注は、分離・分割発注するなど、零細業者にも仕事が回るような工夫をして下さい。

3. マイナンバー制度の弊害を除去する方策を検討して下さい。

市民税の申告時に、マイナンバーを強要しないでください。尚、未記載でも申告書は受理して下さい。

4. 所得税法 56 条廃止を国に要請して下さい。

所得税の白色申告では家族専従者に給与を払えない制度が 56 条です。家族も一個人として尊重されるように 56 条廃止を国に要請して下さい。

市民人権委員会審査分

5. コンビニでの住民票取得も実施されていますが、漏洩防止の観点からマイナンバー表示は止めて下さい。

健康福祉委員会審査分

6. 利用しやすい国民健康保険制度にして下さい。

(1) 府内統一化に反対して下さい。例え統一化になっても保険料の引き上げは今後も実施しないで下さい。

(2) 払いたくても払えない方には、積極的に減免を実施して下さい。保険料だけでなく、延滞金についても減免制度を適用して下さい。廃業や離職等の場合は理由をつげずに一律に減免制度を適用して下さい。保険料通知書に減免申請書を同封するなど、制度の周知を図って下さい。又「換価の猶予」の申請用紙を窓口において利用しやすいように配慮して下さい。

7. 堺市が実施しているアスベスト被害者救済手続きを判りやすいように周知して下さい。

産業環境委員会審査分

8. 中小零細業者を地域経済の担い手として評価し、積極的な施策をして下さい。

(1) 「中小業者振興基本条例」を制定して下さい。「中小業者の実態調査」を実施し、検討をお願いします。

(2) 国が決めた「小規模企業振興基本法」に即って、具体的なきめ細かな施策を実施して下さい。

9. 中小業者の仕事確保・顧客拡大への支援をして下さい。

(1) 堺市の地場産業・伝統産業の育成のために、ものづくり補助金や事業用資産の固定資産税の減免などを中小企業向けに改定して下さい。

(2) まちづくりに貢献する小売・サービス業への経営支援として、空き店舗対策や商店リニューアル助成制度を創設して下さい。

(3) 地域を担う土木工事への経営支援として、「住宅リフォーム助成制度」を創設して下さい。

文教委員会審査分

10. 就学援助の申請用紙を全児童に配布するようにして下さい。無理ならば堺市のホームページからダウンロード出来るようにして下さい。

受理年月日 平成 30 年 5 月 18 日

近畿大学医学部附属病院について

陳 情 者 堺市南区

泉ヶ丘プール地を残す有志の会

代表 前 川 賢 司

近畿大学医学部及び附属病院の移転について

陳情の内容

平成 30 年 2 月 2 日に提出致しました陳情書第 9 号につきましては、3 月 15 日に陳述を行い平成 30 年 3 月 28 日に堺議事第 2231 号において陳情の審査結果報告を頂いています。しかし、陳情内容及び今日までの私共の基本的な考え方と、陳情の審査結果について齟齬が生じていると思われますので、改めて今回の陳情により私共の基本的な考え方を明らかにしたいと思います。

先ず第一に、私共は『近畿大学医学部及び附属病院の移転に対し何がなんでも反対』という考えではありません。全国に誇れる泉北ニュータウンの公園とそれを繋ぐ緑道は、住居の近くに縁多き自然を確保するというニュータウン開発当初からの基本理念であり、これがあるから多くの人々が泉北の地に住居を構えてきたと言っても過言ではありません。

私達は、今回の近大病院移転におきましても、田園公園を初めとする都市公園は泉北ニュータウンの貴重な財産として守って頂くよう繰り返しお願い申し上げてきました。

住民の憩いの場である田園公園を病院用地としなくても周辺には、大阪府及び堺市の活用可能な公有地が有る事から物理的にも十分可能であると考えています。

今までの説明会でもビッグバン横の大坂府所有地（濁池付近）に病院・病棟建設案や府営三原台第 1 住宅跡地のみでの医学部及び病院の建設が可能である等、多くの意見が出ています。

しかし、ビッグバン横の大坂府所有地の活用については、近畿大学が「土地整備に費用がかかり、収支が合わない為検討しない」と回答しています。これに対し公園周辺住民は「近畿大学の建設費用を抑えるために堺市は市民の財産である都市公園を提供するのか」という怒りにも似た意見が噴出しています。

二点目といたしまして、近畿大学は二次医療圏を越えて移転出来るのかという大きな疑問に対

し、未だ大阪府及び堺市から納得のできる回答がなされていません。

第一、堺市のような既存病床数が基準病床数を上回る地域では、病院及び有床診療所の開設はもとより増床すら出来ない事になっています。まして今回のように二次医療圏を越えての移転については、厚生労働省は指針の中で『現地建替えが出来ない』等、5つの項目全てを満たす必要があるとしています。この事は医療圏と基準病床数の設置の主旨からも当然の措置といえます。

加えて、平成30年3月に策定された第7次大阪府医療計画は2018年度から2023年度の医療行政の方向性を示したものですが、基準病床数が5,695床（既存病床数は9,496床）と前回の基準病床数8,039床（既存病床数は9,344床）から大幅に減少しています。基準病床数の減少は、2030年にも人口減少により病床数が過剰になる事を受け、過剰な病床を減らしていく議論が既に全国でスタートしている事からも十分に理解出来るものです。

しかし、今回の近大病院の移転計画は、予定されている開院時期が平成35年ですので堺市医療圏で800床の増床後数年で病床数の削減が課題となるという矛盾に満ちた内容となっています。

併せて、南河内医療圏（大阪狭山市含む）には災害拠点病院や三次救急医療機関が無くなり、堺市医療圏においては既に堺市立総合医療センターが指定されている事から重複するという事態が発生します。

この事は近大病院移転に賛成や反対以前の最も基本的なものです。移転に当たっては国の特例規定に基づき、その示された条件に該当しなければならない事は当然の事ですが、三者協定が締結されてから4年余り、最も基本的な「現地建替えが出来るはず」「南河内医療圏内に代替地が無いとは考えられない」という住民の疑問に対し未だに明確な説明が無いまま計画が進められ、予算も執行されているという理解し難い事象について明確な説明を求めます。

説明会や要望書・陳情書・署名簿で、都市公園を病院用地から除くよう多くの意見が出されていますが、住民意見は無視されたまま田園公園緑地の大部分が売却されるという前代未聞の事態が発生しようとしています。

都市公園の民間への売却は全国でも前例がありません。まして、住民に何ら説明も無く三者協定が締結されているというのは、住民に対する背信行為です。

つきましては、以下の具体的項目について堺市の考え方を明らかにして頂くと共に、市議会におかれましても、この非常識な施策について是正を図って頂きます事をお願い申し上げます。

<陳情事項>

総務財政委員会審査分

1. 陳情第9号近畿大学附属病院についての第1項

結果報告では近畿大学医学部及び附属病院の泉ヶ丘移転により、泉北ニュータウンの再生と南大阪地域の医療機能向上があがっています。私共は近大病院の移転に全面反対はしていま

んので、私共の要望は何ら泉北ニュータウンの再生に反するものではありません。移転用地の計画変更をお願いしているだけです。

併せて、南大阪地域の医療機能向上については、なにも泉ヶ丘地区で無くても3次医療や高度な先進医療を提供する大学附属病院が、その任を担うのは当然の事です。泉ヶ丘の都市公園地で無ければならないという必然性は全くありません。

再度、明確な回答をお願いします。

健康福祉委員会審査分

2. 陳情第9号近畿大学附属病院についての第2項

『近畿大学医学部附属病院の移転後の跡地（大阪狭山市）の利用について』という言葉が何故出てきたか理解出来ません。

大阪狭山の病院（300床）を完全に閉鎖するという、従来の大前提が覆り、大阪狭山市は全市を挙げて計画変更の撤回に向けて取り組んでいます。『堺市はこの大阪狭山市の行動に理解を示し、大阪府及び近畿大学に何らかの行動を起こすのか、あるいは傍観するのかどちらなのか』という事を問うたものですので跡地利用とは全く関係がありません。

再度、明確な回答をお願いします。

3. 陳情第9号近畿大学附属病院についての第3項

現在開設地から移転する事の不可避性については、当然、大阪府と厚生労働省の協議事項というのは十分に理解していますが、医療行政の原則を踏まえ近大病院が二次医療圏を越えて移転する事の大坂府と厚生労働省の協議すら再開していません。

このような状況で、堺市は「近畿大学からは南河内医療圏内において候補地を探していたが、適当な場所が無かったと聞いている」という自己申告・口頭のみで計画をこのまま推進して良いのか大きな疑問が残ります。

大阪狭山市の近大病院敷地が27ヘクタールもある事から、地域住民誰もが現地建替えが出来ると考えています。まして、南河内医療圏内に代替地が無かったという近畿大学の自己申告については、大阪に住む人なら誰もが「そんなはずは無い」と考えるのが常識です。

堺市が強引に本計画を推進するのであれば、早急に地域住民に対し客観的な誰もが納得出来る事実（証明）を市民に明らかにすべきです。

再度、明確な回答をお願いします。

受理年月日 平成30年4月24日

陳情第 30 号（市民人権委員会）

平和施策について

陳 情 者 堺市南区

新日本婦人の会 泉北ニュータウン支部

支部長 藤 田 槟知子

陳情の内容

私たち新日本婦人の会泉北ニュータウン支部は、母と子の幸せを願って日々活動しています。

市民のくらしは、収入減、増税、物価高騰、労働条件の悪化により、ますます大変になってきています。

日本国憲法に基づいた一人ひとりを大切にする地方自治を進めて頂きたく、次のことを陳情します。

＜陳情事項＞

「非核平和都市宣言」決議の市として、堺市独自の取り組みをより一層すすめられるようお願いします。

核兵器のない世界をめざし、平和への思いを育み、語り継ぐ取り組みをされている団体への後援や協力を引き続きお願いします。特に2016年4月から世界的に取り組まれている「ヒロシマ・ナガサキの被爆者が訴える核兵器廃絶国際署名」推進にご協力をお願いします。日本政府に「核兵器禁止条約」に署名するよう、強く働きかけて下さい。「堺平和のための戦争展」を全面的に後援してください。

昨年は一部しか後援されませんでした。精査のうえ後援や協力をされるとのことですがその基準を教えて下さい。

受理年月日 平成30年5月21日

障害者施策等の充実について

陳情者 堺市東区

堺障害者児団体連絡協議会

代表幹事 千田勝夫

松本八重子

障害者（児）施策の充実をもとめる陳情書

陳情の内容

平素より障害者（児）施策の充実のため、ご尽力いただき厚くお礼申し上げます。

堺障害者児団体連絡協議会（略称：堺障連協）は、障害のある人や子どもたちが堺の街で健やかに育ち、豊かに暮らし続けることを願い、日々障害のある人の生活と健康を守る活動をしております。

今年度は介護・医療・福祉の分野で報酬改定がおこなわれました。家族の高齢化がすすみ、介護力の低下や一人親と暮らす障害者が増えています。堺市のみならず全国的にも障害者の在宅率が高いとの調査結果がでており、一層地域での支援体制の強化が求められています。親の高齢化に伴う支援の充実と、障害のある我が子への支援により、親も子もそれぞれ地域で健康に自分らしく生活していくよう有効な福祉施策を望みます。

堺市の障害者長期計画の基本方針にある「ライフステージや障害特性等に配慮した途切れのない支援、個人を尊重した支援の展開」が、必要とするすべての障害のある人に保障され、「生き活きと輝いて暮らせる社会の実現」をめざして、最も困難な人が支援からもれることなく、輝いて暮らすことを強く要望し、以下の項目についてのご検討をよろしくお願ひいたします。

<陳情事項>

市民人権委員会審査分

1. 災害時の対応について

熊本地震から2年が経ち、未だに3万人以上の人々が仮設住宅での生活を強いられ、災害関

連死の方は 220 名以上。災害で生き延びることだけでも困難な障害者児。せっかく救えた命を避難所や仮設住宅・在宅生活で失うことが無いように対策が必要です。

堺市は、新しく地域防災計画を作成し、避難所整備や避難訓練において要援護者への配慮を「地区防災計画」で進めようとされていると思います。障害者と家族が自助・共助ができるような公助を推進し、堺市として、各行政区でも具体的な対策を進めてください。

- (1) 『情報』が正しく伝わるように有効な対策・用具を整えて下さい。視覚障害・聴覚障害・知的障害があると情報自体が伝わらない場合があります。
 - ① 避難経路・避難所・在宅避難でも正しい情報が伝わるようにしてください。
 - ② 特に夜間の対策を行って下さい。(LED・アンブルボード:緊急誘導対応の文字表示機等)
 - ③ 水・医療・薬に関する情報は命に直結しています。間違った情報が錯綜しないようにして下さい。
- (2) 障害者児にとっては自分の命を守る・避難所へ行く・避難所で多くの人と生活をする等の『練習』が必要です。自主防災組織と地域が連携し、障害者児も含めた防災訓練ができるようにして下さい。
- (3) 『避難所としての学校』の在り方を教育委員会と障害者児の団体・家族、自主防災組織が話し合える場を持って下さい。
- (4) 成人よりも更に見守りと支援が必要な障害児や集団の中では落ち着けない障害者・医療ケアが必要な障害者児は、『福祉避難室』が必要であるとの理解を進めてください。
- (5) 『トイレ』を安心して使えることが、障害者児にとって避難所に行ける大きな要素になります。障害者用トイレやマンホールトイレの障害者用の整備と共に、知的障害者児が支援者と共に利用すること・ストーマ使用者等利用についての理解と啓発を進めてください。
- (6) 『福祉避難所』は指定避難所では過ごせない多くの重度障害者児にとって必要です。福祉避難所のあり方を含め、早期開設・運営できるように備蓄・人員対策をとってください。
- (7) 「避難所へ（行きたくても）行けない」障害者児の当事者と家族が、自宅避難していくても必要な支援・物資配給が受けられるように、『在宅避難への支援体制』を構築して下さい。
- (8) 障害者の視点で避難所運営や地域の防災を進めるために『要援護者支援リーダー』の養成を進めて下さい。ビッグアイで毎年行われているリーダー養成講座に多くの市職員や自主防災組織員が参加して下さい。

健康福祉委員会審査分

2. 竹山市長は積極的に市民対話をされています。ぜひとも堺障連協との懇談会を開催していました、家族・当事者の直接の深刻な実態や意見を聞いて下さい。
3. 次の事を国に要望するとともに、堺市として検討してください。

- (1) 障害者が将来に渡り、自立して安定した生活ができるために障害基礎年金の引き上げを要望して下さい。
- (2) 障害基礎年金と工賃だけでは生活できず、生活保護を受けなければ生きていけません。生活保護費を引き下げないで下さい。
- (3) 食事提供加算を無くさないで下さい。健常者と同じように食事を摂れない障害者には、配慮された食事提供は不可欠です。安全安心な食事ができることは健康を守り、生きていく基本となります。
- (4) 障害のある人が65歳になっても、これまでの支援の質と量を継続し、生活を維持できるようにしてください。機械的な介護保険への切り替えはしないでください。
- (5) 高次脳機能障害を含む中途障害者に偏りがちな障害福祉サービスの利用料の発生と利用料負担を廃止するように国へ要望してください。配偶者の収入が課税されたとたんに負担が生じます。課税されるようになったからと言って経済状況が豊かになるわけではありません。日中事業所や福祉サービスは「社会参加の場」「働く場」「交流の場」としてとても重要な場所です。家族に遠慮しながら障害福祉サービスを利用しなければならずまた利用料がかかることで利用したくても利用できない状況の人も少なくありません。堺市内の中途障害者の方たちが利用している麦の会作業所では1割の方が利用料を支払っています。誰でもが制限することなく利用できるような福祉サービスになるようにしてください。国が見直すまで堺市独自の制度を作ってください。
- (6) 福祉職場での人材不足は継続して深刻な問題となっています。福祉には、職員の専門性、経験の蓄積、継続性が求められます。安心で行き届いた支援がおこなわれるよう、処遇改善費のひきつづきの継続と改善を国に要望するとともに、堺市として具体的に人材を確保できるような求人システムや人件費補助金制度の創設などの対策を図って下さい。

4. 暮らしの場の整備について

- (1) グループホームを希望する誰もが、すぐに入れるよう、数多くのグループホームをつくって下さい。障害の重い人が安心してくらせるよう機能強化を図ってください。
- (2) 障害当事者の加齢・高齢化に対応した医療ケアが受けられる暮らしの場を作ってください。また地域での暮らしの場を支える医療ケア体制を整えて下さい。医療との連携により、一生涯地域で暮らせる場をつくってください。
- (3) 障害に合わせた改修ができるよう、エレベーター・浴室、玄関のバリアフリー、音の問題の改善などができるような規模の大きい修繕費の補助金を創設してください。スプリンクラー設置の補助金を拡充してください。
- (4) 国は2015年に視覚・聴覚言語障害者支援体制加算対象を共同生活援助（グループホーム）にも拡大しましたが、算定の基準が事業所毎での視覚聴覚障害者の割合での算定である為、

非常に活用しにくい制度です。住戸単位での算定ができるように国の基準緩和を求めていた
だくとともに、堺市として独自の加算を創設して下さい。

- (5) 今年度新しく制度になった日中サービス支援型共同生活援助は、より障害の重い人が安心
して暮らしていくるグループホームとして、また多様なニーズにこたえられるグループホー
ムとして、堺市としての機能強化を図り促進してください。毎年 25 名～27 名のロングショ
ートの方々の生活の改善を早急に進めてください。既存の入所施設を含め、必要な人が地域で
の暮らしを確保できるよう、また選べる暮らしの場をつくってください。堺市 7 区すべてに
地域偏在なく待機者に見合った日中サービス支援型共同生活援助を計画的に設置し、暮らし
の場の拡大を早急に図ってください。例えば 7 区 × 10 人 × 2 ユニット型で 140 名の暮らし
の場を実現させてください。
- (6) 「ベルデさかい」は開設から 7 年目に入りました。待機者・対象外となった人たちの暮ら
しの場は解決されていません。ショートステイの登録者は 200 名を超え、ロングショートも
出ています。第 2 の「ベルデさかい」が必要です。地域の重症心身障害者専門の日中・夜間の
生活支援の拡充と方策（例えばベルデさかいから地域の事業所へ出向いての支援など）を構
築して下さい。

5. 地域生活を支える拠点づくりについて

第 4 期障害者福祉計画で地域拠点は整備済みとしていますが、不十分な点も多く、真に地域
拠点として機能していくような面的整備を進めてください。

- (1) 「地域拠点施設」は、障害認定区分に関係なく、地域の 1 人暮らしの障害者やグループホー
ムで暮らす人、あるいは家族とともに暮らす人（場合によっては家族支援もできるよう）
にとって情報・相談・対応が夜間・休日でも必要な時にできるものをつくって下さい。一定
の宿泊機能とともに、「空き」部屋を常に用意し、緊急対応ができるようにしてください。
- (2) 緊急時対応事業に「ベルデさかい」も加えてください。
- (3) 堺市緊急時対応事業は、家族の急病だけの対応ではなく、障害者自身の急病（あるいはパ
ニック状態）を支援できるような制度にしてください。
- (4) 「地域拠点施設」は、緊急時の対応力量を持つ職員を育成するための職員集団を確保できる
事業規模にしてください。
- (5) 堺市は入所施設が絶対的に少ない中で、障害のある人の地域生活を具体的にどのように支
えるのか、地域生活拠点機能や暮らしの場の具体的な展望を示してください。

堺市は入所施設が絶対的に少ない

全国 人口 126,963,000 人 入所施設 2,617 ヶ所 入所者数 131,565 人 入所者の人口比 0.10%
堺市 人口 839,891 人 入所施設 5 ヶ所 入所者数 350 人 入所者の人口比 0.04%

6. ショートステイについて

- (1) 緊急時に必ず使える制度にしてください。
- (2) 支援度合いの高い人（特に強度行動障害・重度重複・重症心身・医ケアを要するなど）が断られています。早急に対策をとってください。運営補助の強化も図ってください。
- (3) 設備面・安全面から児童専用のショートステイを増やしてください。また児童の場合、学校側からの送迎の時間指定や時間制限などがあり、送迎そのものが困難なことがあります。放課後デイサービスとの連携などでショートステイの利用がつながることもありますが、それができない場合などの方策を講じてください。
- (4) ショートステイ利用のための送迎は、利用の前提となるものですが、個別送迎は人数や距離、日々の状況により、容易なものではなく、実際には土日祝日などの個別送迎はほとんどありません。送迎への単独加算や他のサービスなどとの連携により送迎ができるよう方策を講じてください。
- (5) 祝日や土日の連休となるとショートステイでの日中活動が困難です。ガイドヘルパーや地域活動センターと連携できるように（利用できるように）してください。
- (6) 医療ケアを必要とする人も利用できるショートステイを整備してください。
医療ケアが必要でもベルデさかいを断られることがあります。（例えば、人工呼吸器をつけているが高次脳機能障害で療育手帳がない場合などは断られます。）
また病院のショートステイもいつも受け入れがあるわけではありません。また医療的ケアが必要でも福祉的な環境（生活感のあるショートステイ）を望む人もいます。看護師配置のあるショートを増やしていただくことはもちろんです。加えて医師との連携、病院との連携が図れる体制をつくってください。
- (7) 医療的ケアを必要とする人のうち、医療連携加算で対応できるケースもありますが、医療連携加算を活用するには事前の調整が必要です。緊急時、とりわけ夜間休日では医療連携を調整することが困難で受け止めが難しいことも想定されます。市として緊急時にも対応できる医療連携のシステムを構築してください。

7. ヘルパーについて

地域生活には、専門職であるホームヘルパー・ガイドヘルパーの存在が重要です。事業所努力だけに頼らず、堺市として対策を講じてください。

- (1) 男性ヘルパーを増やせる方策を講じてください。

障害者児は男性の割合が多いにも関わらず圧倒的に男性ヘルパーが足りません。第二次性徴をむかえた男性障害児は女性ヘルパーでは対応しきれません。排泄・入浴介助等は、本来、同性介護であるべきです。

- (2) 聴覚障害を理解した手話ができるヘルパーを増やして下さい。

① 聞こえない、聞こえにくい世界を理解しての支援が必要です。

- ② 知的障害との重複への理解も必要です。
 - ③ 盲ろう、ろう盲へ対応できるヘルパーも必要です。
- (3) 家事援助を現実に即して支援の幅を広げてください。(換気扇掃除・窓拭き等)
 - (4) 継続したヘルパー研修(サービス提供責任者だけではなく実際に支援する人に対して)を行って下さい。幅広い障害理解、疾病、介護に関するものを継続して取り組んでください。
 - (5)『人材確保できる求人システムや人件費補助制度』を堺市として創設して下さい。
 - (6)特に発達や精神に障害がある場合、キャンセルが続くことがあります。キャンセル料対応の具体化を図って下さい。
 - (7)ガイドヘルパー利用時間、必要な時間数を認めて下さい。
 - ① 特に通院・入退院時は、長い待ち時間で時間が定まらず上限ありきでは安心して受診することができません。
 - ② 二人対応でないと危険を避けられない場合、必要時間×二人分の時間数を支給してください。
 - ③ ガイドヘルパーの利用時間を1カ月50時間に限定せず、複数月まとめて利用できるようにして下さい。
とくに行楽シーズンでは利用が多く足りなくなり、逆にそれ以外には利用が少なくなることを考慮していただくようよろしくお願ひいたします。
 - (8)視覚障害者の同行援護は、年齢に関係なく通院介助を認めて下さい。
 - (9)『中軽度でもガイドヘルパーが必要な障害者』はヘルパー1分の交通費を無料にして下さい。
 - (10)ヘルパー予約以外の時間帯など『緊急に通院』しなければならない時、ヘルパーが対応できるようなヘルパー制度の充実を図り、ヘルパー派遣できるようにして下さい。また、通院以外の緊急時も派遣ができるようにして下さい。
 - ① 特に夕方から夜間・休日、発熱・ケガ等必要な事態が生じます。家族だけでは対応できない場合もあります。(ひとり親、体が大きい、重心等)
 - ② 一人暮らしでは、家族が対応できません。
 - ③ グループホームでは、一人しかいないキーパーが同行するわけにはいきません。
日中事業所のバックアップ施設があっても夜間・休日は対応できません。

8. 余暇の充実について

土日祝日の余暇の充実のためにデイサービスや地域活動センター、夕方支援などの日中一時事業の充実のための制度をつくって下さい。

9. 交通費の減免について

(1) 障害者は年金など限られた収入の方が多く、交通費は大きな負担です。

障害の程度にかかわらず、障害者の社会参加を広げる観点から中軽度の人にも公共交通機

関の費用を減免してください。

- (2) 障害の中軽度の人でもヘルパーによる移動支援が必要な人には、重度者同様公共交通費のヘルパー分を無料にしてください。

日中の事業所に自力通所している人に「通所交通費補助制度」を創設してください。「自分で交通機関を使って通いたい」という自立の願いが経済的には両立しない事態があります。

10. 医療について

身体・知的の障害だけでなく、疾病からの合併症、障害からの二次障害、高齢化による疾患、薬の長期服用による副作用など、障害のある人にとって医療は不可欠です。また、小児科から成人の診療科への移行は難しい状況です。成人の障害者の親は高齢化し、介護力も下降しているにもかかわらず、生活も通院も親に100% 依存状態で、入院時は付き添い・個室が条件とされてしまいます。障害者児に配慮された環境や理解のある対応、親でなくても通院手段を確保し、安心して入院できることが必要です。また、生活施設やグループホームでの通院・入院の医療体制が必要です。

- (1) 障害者医療に関して健康医療推進課との話し合いの場を継続して持って下さい。障害者の医療についての困り事を相談できる部署（あるいは担当者）を健康医療推進課で作って下さい。

- (2) 言葉で伝えられない障害のある人や、緊張感・不安感の強い障害者児にとって、受診・治療は非常に難しいです。受診への恐怖、不安、緊張から嫌がっているように見えても治療そのものを拒否しているわけではありません。本人の気持ちを支える粘り強い支援と、多くの体験により見通しがつき、受け入れられる痛みの幅が広がり、治療ができるようになったケースが数多くあります。一方で、「障害の有無にかかわらず受け入れる」となっていても、障害を理由に診療拒否されることがあります。障害者児があたりまえに受診でき、治療を受けられるように医療機関側の理解が進むような具体策を図ってください。

- (3) 地域の診療所での受診が難しい障害者児を堺市立総合医療センターで受診できるようにして下さい。

① 市立総合医療センターは、多くの患者さんが受診されるため、不安から大きな声を出してしまうたりおとなしく待てない障害者児が安心して受診できる予約時間帯の調整や待合室の別室化等の工夫を進めてください。

② 母子医療センターを受診していた障害者児が20才を越えると地域の病院への移行を進められますが、難しい現状があります。地域で医療をうけられるよう推進を図ってください。最後の砦となる堺市立総合医療センターでは誰もが受診できるようにしてください。

- (4) 障害者が堺市で安心して暮らせるためには障害者の生活施設（ショートステイやグループ

ホーム)にも医療提供が必要です。堺市立総合医療センターと健康福祉プラザが連携して「障害者医療の拠点」となって下さい。

- (5) 堺市で始まった「緊急時対応事業」では重症心身障害児者等の医療的ケアが必要な障害者は対象外です。

大阪市で行われている医療コールセンターのようにコーディネートを行い、駆け付け支援、病院への案内、「ベルデさかい」のショートステイ対応などの緊急対応制度を構築してください。

- (6) 堺市重度障害者入院時コミュニケーション支援事業は利用者も増え、家族の高齢化により、入院中の支援ニーズは多様化しています。今までヘルパーを使ったことの無い障害者も入院が必要になる事例があります。そのような場合にその人のことをよく知っているグループホームの世話人・生活支援員や日中施設職員が支援に入らざるを得ない場合も認めて下さい。京都市や横浜市は認めています。また日中施設職員等の同行やひきつぎのもとで本来のヘルパー事業所のヘルパーにつなげていけることも認めてください。

- (7) 泉ヶ丘（三原台地区）に移転が決まっている近大病院においても障害者医療が構築できるように堺市から申し入れて下さい。

- (8) 知的に障害があり、検査・治療の意味を理解できない人、身体に不隨運動があり、動いてはいけない場面でも動いてしまう人、感覚過敏で触れられることを苦手とする人でも、適切に対応して検査や治療をしてもらえる病院・医院、特に耳鼻科・眼科を増やして下さい。障害者の高齢化で白内障や、急にアレルギー鼻炎・花粉症を発症する等必要な人が増えています。

- (9) 中度・軽度の障害者は基礎年金2級年金（1ヶ月 65,000円）の中で生活していますが、医療費は3割負担、通院のための交通費の割引制度も対象外でガイドヘルパーの交通費分と2人分必要です。持病による継続治療の必要な人もいます。加齢により、腰痛や眼科への通院が継続的に必要になってきた人もいます。重度障害者医療助成制度を中度・軽度まで広げて下さい。

- 11.『民生委員による避難行動要支援者の訪問調査』は、障害者児が地域で暮らし、「災害時に命を守るために行動をする、在宅避難でも必要な支援が届くためには必要です。

- (1) 全校区で訪問調査が行われるようにしてください。
- (2) 民生委員の方々の障害者児理解を促進してください。
- (3) 現在対象外となっていても「支援が必要な障害者児」はリストに載せ、訪問調査を行って下さい。

12. 堺市が発行している『安心の第一歩』第4章の「支援者のみなさまへ」は地域や避難所となる学校の関係者の方々に障害を知ってもらい、理解してもらうきっかけになります。配布だけ

でなく、説明や学習会を行ったり東区自立支援協議会のサポートブックのように有効活用して下さい。

13. 日常から医療が必要な障害者児は、災害時医療ケアを受けられるか、必要な薬を得ることができますかで命を守れるかどうかが決まります。

特に難病、1型糖尿病、透析患者の場合は行政の手が届く前に命を落とす危険があります。『災害時の医療連携』を構築してください。早期に広域からの医療支援が必要です。

14. 計画相談について

(1) サービス利用において計画相談が義務付けられてきたにもかかわらず、受け付けてもらえる計画相談事業所をいくつも探し、ようやく探せてもいっぱい断られて困っています。すぐに計画相談がつけられるようにしてください。発達支援センターおおぞらでは就学前の計画相談は受けつけていても小学校低学年になると「他の計画相談を探すように」と言われ、すぐに見つけることができません。継続性ある計画相談の支援をお願いいたします。

(2) 相談員増・事業所増になる手立てを図ってください。

(3) 相談支援で対象としている方の中には、支援センター1か所だけの支援では生活が良くならない人もいます。そのため、相談員はさまざまな関係機関との連携とネットワークで、障害のある方の地域生活を支える応援をおこないます。地域福祉課や基幹相談支援センター、聴覚相談員等々、さまざま人と連携できるようなスキルアップのための研修をおこない、またスーパーバイズを行政でおこなってください。

15. 日常生活用具・補装具について

(1) 紙おむつの上限を以前のように戻し、実情に応じた支給をしてください。

(2) 重度の知的障害のある人は紙おむつが必要な人が多いです。日常生活用品として必要な人（例えば医師の診断等による）には認めてください。

(3) 車椅子は室内用と室外用が作れるようにしてください。児童は認めてもらえていますが成人になると認められていません。

(4) グループホームにもバリアフリーにかかる住宅改修の制度が認められるか、もしくは相応の補助金を創設してください。グループホームが事実上その人の家となっています。

16. 福祉タクシーの補助チケットの枚数を、年間24枚（往復12回分）をせめて48枚に増やしてください。

「移動障害者」と言われる視覚障害者にとってはこの枚数では安全に日常生活をおくことができません。また交通の便、堺市は大阪市に比べて鉄道路線が少なく、特に東西のアクセスが極めて不便で、とりわけ美原区においては、鉄道の駅は皆無で移動が困難です。さらに夜間などに突発的なことで通院・入院しなければならない時などはどうにもなりません。そのためにも一度に複数枚利用できるように柔軟な利用を検討してください。

17. 成年後見申請支援整備に関して、課題の解決を図ってください。

成年後見制度の利用が必要と感じながらも申請・利用ができていない障害者の方々に対して、市長申し立てまでの手引きと手順を広報などを通じて普及啓発が必要であると思われますが、市としての具体的な施策を考えてください。平成27年度の成年後見制度利用支援事業の予算に対する執行率と平成28年度の予算についての説明をお願いいたします。

18. 就学前の児童発達支援センターについて

- (1) 堺市は児童発達支援センターについて、センターの特殊性を考慮し、今後とも公的責任がとれる堺市社会福祉事業団による安定した運営を継続してください。また、指定管理制度の契約年数の見直し、もしくは特例対象になるように検討して下さい。
- (2) 児童発達支援センターに通う園児の療育水準を低下させないよう、園児対保育士（児童指導員を含む）の比は正規職員で3:1を厳守してください。
- (3) 通園バスは園児にとって安全かつ負担の少ないよう、バスの台数増加ができる運営予算を捻り出してください。
- (4) 医療型児童発達支援センターの単独通園を増やしてください。また、医療型児童発達支援センターの特殊性を考慮した正規職員・看護師の増員をお願いします。
- (5) リハビリの回数増加及び専門性のある質の高いリハビリが卒退園後も継続的に受けられるよう、セラピストの増員をお願いします。

19. 放課後等デイサービスについて

- (1) 多様な運営主体の参入で、事業所の数は年々増加し、130カ所を越えている状況ですが、強度行動障害など対応が困難な児童生徒においては、利用を断られているケースも数多くあります。事業所に対しての障がい理解を深めるための研修実施やより実践に即した内容の指導を行ってください。
- (2) 堺市内で、大きく報道されるようななづさんな運営や虐待例など、様々な問題が起きており、支援の質が問われています。4月からの報酬改定により、資格要件や人員配置基準の見直し、各種加算の見直し等がなされました。これまで管理責任者以外のスタッフには資格要件の定めはなく、障がい児と向き合うために不可欠な専門性を問われることもないような基準でスタートしたこと、様々な問題を引き起こした要因かと思われます。
報酬改定等による見直しで、どこまで改善されていくものなのか、今後の推移を見守ることになるかと思いますが、現在、対応が難しい児童生徒の受け入れをしている事業所がよりよい支援を継続できるようにするためにスーパーバイズの仕組みを構築してください。
- (3) 国からのガイドラインを反映し、支援の質の向上を図れるように適正なチェック機能・指導体制を持ってください。

また、強度行動障害等の研修については、希望しても受講できない実態があります。堺市

としてより専門性の高い支援員を育成するため研修を主催してください。

20. 児童の生活施設について

- (1) 現在児童の生活の場が堺市にないため、様々な理由で家庭で養育できない児童が、堺市以外の入所施設で過ごしています。児童であるため施設から当該通学区域の支援学校に通っていますが、授業参観や懇談会、ケース会議など頻繁に通わなければならず、入所先が遠い場合は親の負担は多大なものになります。早急に児童の入所施設を作つて下さい。加えて高等部卒業後は、「堺市は政令指定都市なのだから、堺市の入所施設を探して下さい。」と突き放されて言われています。在宅が無理で仕方なく施設入所を決めた子どもたちです。高等部卒業後の生活の場を、堺市で責任をもつて探して下さい。
- (2) また、中学部・高等部の思春期に親・介護者との体力が逆転し、本人の状態によっては、家庭での支援が困難になることがあります。このようなときに家族と距離を置きながら、生活の支援と教育の両方で生活の力をつけていく子どももいます。障害のある子どもにとって最善の環境とネットワークをつくってください。

21. 成人のつどいについて

支援学校を卒業していて地域の成人式には溶け込めない人、大勢の集団が苦手な人、行動障害や医療ケアが必要などで堺市各区の成人式には参加できない人がいます。様々な事情をもつ障害のある人が気兼ねなく参加ができ、また家族の20年間の様々な苦労を共感できる機会でもあり、作業所の職員や支援学校の先生方が心からお祝いできる『成人のつどい』はボランティアの力で途切れることなく行っています。毎年新成人が主人公となって、新たな感動を生む『成人のつどい』は今年で35回目を迎えます。市長や関係部局の方々のご参加や新成人へのメッセージをお願いします。そしてこのような取り組みに補助制度を作つて下さい。

建設委員会審査分

22. 障害者・高齢者にやさしいまちづくりについて

- (1) 区内に電車の駅がない美原区には周辺の主な（堺東、中百舌鳥、泉ヶ丘、松原など）駅までの循環バスを増やしてください。これは障害の有無に関わらず高齢者にも欠かせない重要な「生活の足」となるものです。
- (2) おでかけ応援バス利用(100円)を該当年齢以下の障害者にも適用してください。と同時に、障害者が介助者と一緒に利用できるように介助者にも適用してください。障害者割引で利用する場合は最低110円が必要ですし、介助者を伴った場合は倍額負担となります。障害者差別解消法の関点からも改善を図ってください。
- (3) 視覚障害者をはじめ誰もが安心して鉄道駅を利用できるように、地下鉄御堂筋線全駅ホームに可動式ホーム柵を設置するよう、4月から民営化された「大阪メトロ」と連携を図り進

めてください。とくに本市におきましても、平成28年12月議会で採択いただきました意見書に基づきまして、とくに市内の3駅につきましては、市として一定の費用負担を行いつつ「大阪メトロ」に働きかけていただきますようお願ひいたします。

なお大阪府として、御堂筋線の延伸の北大阪急行線の3駅に可動柵が設置されています。

受理年月日 平成30年5月14日

近畿大学医学部附属病院について

陳 情 者 大阪狭山市

市民オンブズマン・大阪狭山

代表 平野 博 義

大阪狭山市

副代表 山口 幸男

陳情の内容

近畿大学医学部貴市への移転に伴う「大阪狭山分院 300 床残留」当初の約束、実現に、お力添えください。

私立大学の経営上の問題であり、大学の財政事情有りましょう。貴市の権限が及ぶ事で無いことは承知乍、側面から、大阪狭山市に協力をお願いします。大阪狭山市民としては、大学と病院は、市のシンボルであります。大学と病院を突然奪われた感であります。5 年後の大学周辺の過疎化が案じられます。

<陳情事項>

ご承知の通り、平成 23 年 4 月、堺市泉ヶ丘へ移転に際し、南河内保健医療協議会において、地域経済や南河内の医療行政、救急体制の為、300 床規模の分院を、大阪狭山に残留すると、大学・大阪府も、大阪狭山市に約束していました。

ところが、昨年 10 月、大学と大阪府は、計画変更により、残留ゼロと突然通告してきました。医師の減少などを理由としています。然し、毎年 120 名の卒業生を輩出しています。なぜ、車で 10 分の、堺へ「移転」必要か。

大阪狭山・河内長野には、市立病院がなく、三次救急や、小児・周産期高度専門医療・救急や災害に、南河内 9 市町村にとりまして、大問題です。当市のニュータウンの関係住民減少し、大影響必至です。地方創生が、呼ばれている今大阪狭山市にとっては、死活問題です。大学を奪い取る結果となる貴市は、分院残留にお力を、お貸しください。配慮の義務ございませんか？そもそも、300 床残留約束は、堺への移転承認を得る為の、モノでしたか？大阪狭山市民有志は、知事と大学

理事長に、再考お願いの為、市民による「署名」集めを行っております。市長も、あくまでも「約束実行」を求めていくといっています。

受理年月日 平成 30 年 2 月 21 日

陳情第 33 号（健康福祉委員会）

生活保護者の成年後見等の報酬助成について

陳 情 者 堺市堺区

司法書士 村 上 健吾

陳情の内容

平成 28 年の初めに堺地域包括センターからの相談がリーガルサポートおおさか堺ブロックにあり、私が相談をした。堺市は生活保護者の場合は、市長申立てないと報酬助成がないため、本人に事情を説明したが、市長申立ては約 1 年かかる旨、本人及び堺地域包括センターの担当者は時間がないから市長申立てはできない旨を言われた。その後私が成年後見等（実際は補助人となった）申立て候補者となり就任した。その後本人は実費どころか報酬も支払ってくれない。

<陳情事項>

市長が相当と認めた場合は市長申立てなくとも、報酬助成ができる規定があるため報酬助成をしてほしい。また今後このようなケースも考えられるため、他の市と同様に市長申立てなくとも生活保護者の成年後見等の報酬の助成をしてほしい。

受理年月日 平成 30 年 4 月 17 日

生活保護について

陳情者 北海道旭川市

杉尾正明

「生活保護受給」等に関する陳情書

陳情の内容

私は憲法第 16 条（請願権）及び地方自治法第 124 条に基づき、次の事項について陳情します。憲法 25 条の理念に基づく生活保護法 2 条は「すべて国民は、この法律に定める要件を満たす限り、この法律による保護を無差別平等に受けることができる」と規定しています。公務員（議員を含む）に対する給与や歳費・報酬等も「支給する・受ける（受給）」と規定しています。個人住民税の非課税の場合は「…障害者・未成年者・寡婦（寡夫）・生活扶助を受けている者」等と規定しています。生活保護法に基づく「生活保護受給世帯」に対して「生活保護受給世帯」を「生活保護利用世帯」とすべき趣旨の報道（一部書籍）がされるようになりました（理由は明らかでありません）利用という場合は「役に立つように使う場合・人を利用する…方便につかう…だしにつかう場合」などもあります。公的年金受給世帯や公的医療保険等の受診の場合に「公的年金利用世帯や公的医療保険利用世帯」ということは通常ありません。公的年金の受給権や公的医療保険の受診権同様に生活保護の受給権が保障されているとの世論が強まっています。どんなに生活に困窮していても、生活保護を申請・決定受給しないかぎり、生活（生活扶助）や医療（医療扶助）は保障されません。高額な国民健康保険料（税）の負担（支払）ができず治療が遅れ病状が重症化したり死亡する事例（我が国最大の人権侵害）からも明らかであると考えます。

<陳情事項>

「生活保護受給」を「生活保護利用」とする旨の表記・表現等については、違和感があると考えますので慎重な取扱いをされたい。

受理年月日 平成 30 年 5 月 2 日

生活保護について

陳 情 者 大阪市中央区

大阪社会福祉 4 団体連絡会

代表 藤 田 讓

大阪市中央区

公益社団法人大阪社会福祉会

会長 直 木 慎 吾

大阪市中央区

一般社団法人大阪精神保健福祉士協会

会長 平 則 男

副会長 萩 原 敦 子

大阪市中央区

特定非営利活動法人大阪医療ソーシャルワーカー協会

代表理事 藤 田 讓

大阪市天王寺区

大阪ソーシャルワーカー協会

会長 大 塚 保 信

生活保護基準額引下げにかかる影響緩和への取り組みについて

陳情の内容

昨年 12 月、厚生労働省では、前回の生活保護基準の段階的引き下げに引き続き、来年度から生活扶助基準本体や母子加算を大幅に引き下げる方針を示しました。

生活保護基準額の引き下げが行われますと、生活保護利用者の生活水準が著しく低下するのではないか、ひいては生活保護利用者の自立を支えている教育・労働・福祉・介護・医療が経済的事情から利用しにくくなるのではないかなど、重大な影響が懸念されます。

堺市におかれましては、日頃の堺市政において堺市民からの声をしっかりと受け止めさせていただ

き、日本国憲法第25条の理念が空洞化することのないよう、次頁の点についてご対応くださいますよう、何卒よろしくお願ひ申しあげます。

<陳情事項>

1. 生活保護利用者の生活状況の変化を正確に把握するような策を講じてください。
2. 堺市内行政機関の相談窓口において、審査なしに生活保護申請の受理を拒否するような、いわゆる「水際作戦」など、生活保護の適正な利用を妨げる対応が行われないように、堺市として必要な役割を果たしてください。
3. 堺市民窓口に届けられた堺市民からの声や堺市政における取り組みを通して、今回の生活保護基準額の引き下げ措置がもたらした堺市民生活への影響については、堺市として国へ率直に報告するようにしてください。
4. 生活保護世帯の生活が「健康で文化的な水準」を下回ることのないよう、生活実態を十分に把握した生活保護基準を設定することについて、堺市から国に対して要望してください。

受理年月日 平成30年5月21日

日中一時支援事業について

陳 情 者 堺市北区

全国障がい児者施設の事故ゼロをめざす会

代表 山 部 聰 他 203 名

日中一時支援事業の死亡事故に対する事故検証と安全確保措置を求める陳情書

陳情の内容

2016年11月、堺市日中一時支援事業の施設において、1歳9か月の男児が食事介助を受けていた際、与えられた食べ物をのどに詰まらせ死亡に至る重大事故が発生しております。

事故が発生して1年以上が経過していますが、事故の発生原因が明らかでないうえに十分な再発防止策が講じられていないなかで、同事業が継続されております。

私たちは、先の堺市議会2月定例会において、当該事故に対して事故検証等を求める陳情を行ったところですが、堺市は事業者自らが事故検証すれば足りるとし、市として検証しないとの見解を示しています。

しかしながら、堺市の対応は次の点から誤ったものであることを指摘したいと思います。

まず、日中一時支援事業については、就学前児童に限れば、児童福祉法における同様の事業に類似しており、児童福祉分野においては重大事故が発生した場合、当該市町村が検証を行う仕組みが2016年度より実施されています。同じ年齢の児童に対する事業にもかかわらず、児童福祉分野と障害福祉分野で対応が異なることはあってはなりません。

次に、日中一時支援事業については、就学前児童を預かる事業であることから、児童福祉法の認可外保育施設の届出義務が発生しているはずであり、児童福祉の観点からの行政監査の対象となることはもちろんのこと、重大事故が発生した場合は、児童福祉分野における事故検証の対象となるはずです。

さらに、堺市は2月定例会の陳情への回答で、就学前児童の安全確保のために職員の資格要件やそれに伴う財源措置等を国に要望していくとしており、堺市としても安全確保が現状で不十分であることを認識しています。

以上のことからも、将来二度と同じ事故を繰り返さないためにも、堺市として事故検証を行うとともに、安全確保についても国に先んじて有効な対策に取り組んでいくことを求め、下記項目について陳情いたします。

<陳情事項>

1. 早急に事故検証を行い、実効ある再発防止をはかること。
2. 堺市として必要と考える安全確保措置を直ちに行うこと。

受理年月日 平成 30 年 5 月 21 日

行政にかかる諸問題について

陳情者 堺市南区

住みよい堺市をつくる会 宮山台中学校区連絡会

代表 森本尚生

陳情の内容

当局におかれましては市民の安全、健康、暮らしを守るために努力されておられることに感謝申し上げます。泉北ニュータウン開発で最初に入居したのは、宮山台・竹城台でした。50年の歳月は、府営住宅の建て替えと高齢化がすすみ 65歳以上は宮山台で33.2%、竹城台で36.2%となっており高齢者の「おでかけ応援バスカード」は大変助かっています。また、保育料の無料化、医療費の充実は市民の生活を潤わせています。

まち開きから50年、私たち宮山台中学校区（宮山台・竹城台）住民の要求を是非とも実現していただきますよう陳情いたします。

＜陳情事項＞

健康福祉委員会審査分

1. 特定健診の通知を4月初旬に届くようにしてください。
2. 介護保険料を引き下げてください。

建設委員会審査分

3. 泉ヶ丘地区からJR鳳駅へのバス路線を新設するよう南海バスに対して働きかけてください。
4. おでかけ応援バスを障害者・妊婦にも適用してください。
5. おでかけ応援バスの乗り継ぎ制度を充実してください。
6. 泉北高速鉄道の料金を引き下げるよう泉北高速鉄道株式会社に対して働きかけてください。
7. 自転車専用道路をつくって下さい。

文教委員会審査分

8. 大学奨学金の利子補給制度を実現してください。

9. 高校奨学金制度の金額を引き上げ、基金運用事業ではなく市独自事業として実現してください。

受理年月日 平成 30 年 5 月 18 日

公共交通について

陳 情 者 堺市南区

桃山台の暮らしを考える会

代表者 山 中 孝 夫

桃山台循環バス再開と泉ヶ丘までの運行の陳情書

陳情の内容

全国的な高齢化の進展するなか、ここ桃山台もその例外でなく全市平均よりもすすんでいわと言われています。

従来梅・美木多駅まで徒歩、自転車等を利用し生活していた人ができづらくなっています。駅周辺の改修に伴い買い物をするにも泉ヶ丘駅や光明池駅に出かける必要に迫られています。まして、地勢的に丘陵地を開発した住宅地域であるため坂道が多く、生活に不便を感じている住民が増加しています。

前回からの堺市と南海バスからの回答に対して私たちの声が届かないことに多くの住民が大変残念がっています。

また、周辺地域に若い人が増えていて、通勤通学の需要が増加しています。

高齢者にやさしい町、住み続けられる町であり続けるために循環バスはどうしても必要になってきています。

このような事情をご理解いただき、是非とも再開を陳情いたします。

<陳情事項>

梅・美木多駅周辺の再開発で、駅周辺が（ダイエーなど）建て替えのため医療品、衣料、食料品、生活用品などの買い物をする店がありません。現状では、泉ヶ丘駅、光明池駅まで行かないと買なうことが出来ません。桃山台循環バス再開と桃山台から泉ヶ丘までの運行は本当に切実です。

- (1) 桃山台循環バスの運行再開
- (2) 桃山台から泉ヶ丘までの運行

以上2点を南海バスに再度働きかけて頂きたくよろしくお願ひ致します。

受理年月日 平成30年5月18日

放課後施策について

陳 情 者 堺市北区

堺市立金岡小学校のびのびルーム保護者会

会長 桜井智瑛

放課後施策（金岡小学校のびのびルーム）について

陳情の内容

平素は日々児童のためにご尽力いただき感謝申し上げます。

私たちは、学童保育所（のびのびルーム）へ子どもを預け、働きながら子育てする保護者で構成された保護者会です。

私たちにとってのびのびルームは保護者が安心して働き、子育てするためには必要不可欠な場所となっています。

以下はのびのびルームに児童を預ける保護者からの陳情項目ですので、是非ともご検討いただきますようお願い申し上げます。

<陳情事項>

1. 人員不足のため早急に指導員を配置してください。

堺市内では、在籍児童数が6年生までで二桁のルームが多くある中で、金岡小学校のびのびルームは、3年生までで200名を超える超大規模ルームです。一般的に高学年より低学年の方が手がかかるので、3年生までで200名を超えるルームの運営は大変な状況です。平成29年度で退職した指導員が2名いますが、人員の補充もなく4月からギリギリの人数で対応しており、人手不足で余裕がありません。指導員は最低限の有給しか取れず、誰かが休んでしまえば手が回らない状況に置かれています。

更に、金岡小学校のびのびルームは、待機児童の発生を回避するべく、今年度は学校近隣の公共施設の利用もあり、学校敷地内外を同時に利用するルームの運営は、通常の指導員配置基準の枠組みでも無理があるのが現状です。早急に人員確保に力を入れ、児童の安全の確保がで

きるよう対応策を講じてください。

2. 希望する全ての児童を受け入れる体制を構築してください。

金岡小学校のびのびルームは、平成29年度当初申し込みで5名の3年生が待機となつたため、3年生の待機は絶対に回避してほしいと議会陳情書を提出させていただきました。結果、平成30年度において、1年生の申し込みが少なかったこと、及び市の担当課（教育委員会事務局地域教育支援部放課後子ども支援課）が学校近隣の公共施設の利用を可能としていただいたことにより、今年度は待機が出ておりません。

しかし、市内有数のマンモス校である金岡小学校において、再来年度以降も希望する児童を全て受け入れるためにには、引き続き緊張感を持って実効性のある対応策を講じていただきたいと思います。

なお、再来年度の新校舎の供用開始に際しては児童の安全の確保のためにも、希望する全員が受け入れ可能な数の専用教室を学校内で確保するべく、関係各所と調整をしていただきますようお願い申し上げます。

3. 校舎建て替えに伴うのびのびルーム専用教室の移転回数を今後、1回限りとするように配慮してください。

金岡小学校は現在、校舎の建て替え中であり、これに伴いのびのびルーム専用教室も移転となります。最終的な場所に移転するまでに、別の場所に仮移転すると聞いております。

のびのびルームの専用教室は、児童が放課後を過ごす生活の場です。今回の建て替えに伴い既に一回の仮移転を経験し、やっと環境的に慣れてきたところです。再び仮移転を強いることで、児童にとっては環境の変化による悪影響も考えられ、また、指導員にとっても移転は大きな負担となります。

金岡小のびのびルームは3年生までで200名を超える市内有数の超大規模ルームです。一般的に低学年の方が手がかかる上に、トラブルを起こしやすい児童も複数在籍し、日常の指導員への負担は相当なものであり、回避でき得る負担増は回避していただきたいとの思いは、保護者としては当然のことです。指導員への負担増は、児童の安全面等にマイナスの影響が出る可能性があるからです。

このように、児童にとっては悪影響、指導員には負担増となる仮移転を避けるよう再度、ご検討いただきますようお願い申し上げます。

なお、移転計画等、主に児童に影響が及ぶ事項については、事前にルームの指導員及び保護者会に可能な限り相談いただき、相談が不可能な事案については時間的な余裕をもって事前に周知をしていただきますようお願い申し上げます。

受理年月日 平成30年5月16日

放課後施策について

陳 情 者 堺市北区

堺市立新金岡小学校のびのびルーム保護者会

代表 松 谷 有 紀

陳情の内容

私たちは、学童保育所（のびのびルーム）へ子どもを預け、働きながら子育てをする保護者会です。我々にとって学童保育所は、保護者が安心して働き、子育てをするために、必要不可欠な場所となっています。

しかし、平成 28 年に実施された堺市放課後児童対策事業管理運営業務に係る公募プロポーザルでは、利用者や関係者の声も一切聞かず、公募による事業者選定が行われました。

現状でさえ、子どもたちの生活の場にふさわしい施設設備が確保されていないこと、子どもたちの生活や安全に直接責任を負う指導員に関わる勤務・労働条件が十分でないこと、継続的かつ安定した保育が困難な状況となっていることなど、子どもたちの安全で健全な成長が保障されません。

学童保育事業の拡充は、働く親たちの切実な願いであるだけでなく、のびのびルームの保育や保護者会活動を通し、子ども同士や指導員・保護者と地域とのつながりを深め、地域の子育て支援にも大きな役割を担っています。

プロポーザルによる 3 年限定の保育や事業費削減のための安上がりな保育ではなく、のびのびルームを守り、発展させることで政令指定都市堺市が「安心して子どもを産み、子育てしやすい町」と実感できるように、「子育て推進都市堺」「自治都市堺」の名に恥じない施策としてください。

私たち保護者会は、堺市の未来の宝である「子ども」たちの健やかな成長と発達、安全で豊かな放課後の生活を保障するために下記の事項について陳情いたします。

＜陳情事項＞

1. プロポーザルによる事業者選定について。3 年の期間限定であるプロポーザルを取りやめ、堺市が責任をもって、これまでの管理運営の経験を生かし、利用者や関係者、市民の声に耳を

傾けることで、より良い事業の実施を推進してください。

2. 指導員の配置について。今年度から実施された利用率による組織数計算方法の変更により、指導員配置が2名減っています。そのため、ルームでの保育環境に大きく影響し、子どもたちの安全が脅かされています。利用率による無理な指導員配置を取りやめ、子どもたちの安全を第一に考えた指導員配置へと、基準を見直してください。また、新金岡小学校の校庭は他校に比べて広いため、子ども達の遊びの安全を確保するために、施設に見合った指導員の配置基準の見直しをお願いします。
3. 指導員の労働条件について。毎年増え続けるのびのびルーム入所希望者に対して、指導員不足が深刻な問題となっています。国や大阪府が指導員の待遇改善のための予算を計上していることを踏まえ、堺市としても早急に指導員の待遇改善に向けて予算を計上してください。
4. 定員問題について。今年度からの利用率による定員設定について、保護者や指導員への説明がないまま実施されており、現場では、ロッカーの数が足りないことや、指導員の受け入れ体制に混乱が生じています。利用率の計算方法や定員設定について、保護者への説明を行うとともに、入所するすべての子どもたちを受け入れができるよう、十分な設備と体制を整えてください。
5. 共用教室の利用について。1人当たりの面積の不足分の共用教室の利用は、単なる数値あわせに過ぎません。空調もなく、自由に使用する事が出来ず、他の教室と離れた場所にあることから、移動時の安全性や保育が円滑に行えないなど、様々な問題があります。保育に使用する部屋は専用ルームとし、子どもたちが安全・快適に過ごせるよう、また円滑な保育が出来るように、教室の配置にも配慮したうえで、設備の充実を図ってください。
6. 負担金について、堺市は大阪府内でも高い負担金（月額：8,000円+おやつ代2,000円）であり、家庭には大きな負担となり、必要であっても利用できない家庭もあります。負担の軽減を検討してください。

受理年月日 平成30年5月17日

放課後施策について

陳情者 堺市北区
堺学童保育連絡協議会
会長 藤田 実乃理

陳情の内容

平素は堺市の放課後児童健全育成事業（以後、学童保育事業）にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

学童保育事業は、年々ニーズが高まり、利用児童数が増加の一途を辿っています。堺市は実施主体であり、利用者と直接契約している以上、増加する利用者からの声を拾い上げ、ニーズに対応し、事業を発展させる義務があります。

昨年、堺市はのびのびルームの事業者選定方式を変更し、3年契約で民間企業を運営事業者として迎え入れました。それに伴い、堺市すべての放課後事業が3年契約となります。昨年実施されたアンケートではおおむね良い評価でした。しかし、残念ながらアンケートの項目は、事業の問題点をあぶり出す内容ではなく、事業の改善、発展を検討するには不十分です。堺市は事業を委託していますが、運営責任があります。おおむね評価が良かったから事業がうまく運営されていると結論付けるのではなく、利用する全ての子ども達が豊かな放課後生活が過ごせるように、事業を運営させる義務があります。また、運営事業者が契約時に提案した保育内容を実施しているか確認し、全ての子ども達の放課後生活が充実しているかを吟味したうえで、3年後の事業者選定に活かすべきです。学童保育は保育所とは違い、利用者が保育内容を吟味したうえで利用する学校を選ぶではありません。利用している学校の保育内容は、堺市が事業者の提案した保育内容を吟味し、3年ごとに利用者の意見が届かない場所で決定されます。堺市が事業者を選定する以上、堺市は責任を持って利用者のニーズを調査し、思いを理解したうえで保育内容を決定してください。また、保育内容の継続を支持し、運営事業者が変更となっても保育内容が変わらないとするのであれば、事業選定時の保育内容を提案させる意味が無くなり、事業予算だけの事業者選定となります。

昨年、運営事業者が変更となったのびのびルームで主任指導員の雇用の継続、保育内容の継続が途絶えたルームがあります。その結果、保育環境が変わり様々な問題が発生しました。指導員や子ども達が放課後環境、保育内容の変化に対しストレスを抱える事態が起こりました。主任指導員の

雇用に関しては労働問題にまで発展しています。これは、今後、他のルームに於いても起こりうることです。堺市としてこの事態を鑑み、おおむね好評である放課後事業がうまく運営されてしまうとするのではなく、利用者を含めた調査の上、次年度以降の事業者選定の問題点を再度検証してもらいたいです。

また、今年度も放課後事業の申し込み人数が増加しています。子ども達の増加に伴い、生活の場の確保が必要です。専用教室の確保が望ましいですが、放課後事業が空き教室を利用することから、共用教室となります。しかし、共用教室では利用制限があり、荷物が置けない、おやつが食べられない等、生活の場として不十分です。結果として、時間帯によっては過密状態になります。放課後事業のために専用的に使用できる教室を確保してください。

堺市は運営事業費の増加はありません。事業費は、国の最低賃金の引き上げもあり、人件費が高騰しています。このままでは、しわ寄せは教材費等の子ども達の生活のための予算が切り詰められます。これでは、子ども達のための事業としての発展は望めません。人件費の高騰を踏まえ、堺市はしっかりと予算編成を組まなければなりません。

また、国や大阪府は指導員の処遇改善のための予算を計上しています。子ども達の成長、発達には指導員が不可欠です。しかし、どの事業者を見ても指導員の確保が困難な状態です。原因は、指導員の低賃金雇用です。国は指導員に対し、処遇改善・キャリアアップ事業に予算を編成しています。指導員の処遇を充実させ、長期間子ども達とかかる指導員が集まる環境整備が、「放課後児童クラブ運営指針」に示された長期的に安定・継続した雇用に繋がります。堺市でも指導員の処遇改善に取り組み、国や大阪府の予算も活用し、予算編成してください。

堺市は行政の立場であり、学童保育事業の実施主体である以上、すべての児童が公平に市の事業が受けられるよう保育スペースの確保、保育環境の充実、事業の発展が義務です。現在、共稼ぎを行う家庭が増加し、学童保育を利用する児童は増加していく傾向です。先を見通した事業計画も大切です。今、学童保育を利用している子ども達も利用児童の増加に伴い、詰め込み等の問題に晒されます。スピード感を持って様々な問題を解消するよう施策を進め、すべての子ども達が、豊かな放課後生活が送れる環境を整備してください。

堺市が標榜する「子育てのまち堺」を実現し、魅力ある学童保育事業を充実させ、子ども達の放課後の生活を豊かなものにし、保護者が安心して子どもを預けて働くことができる都市となることを願い、以下のことを陳情します。

＜陳情事項＞

1. 子ども達の放課後生活を豊かなものにし、保護者が安心して子どもを預けて働く「子育てのまち堺」を実現するために、堺市の放課後児童健全育成事業の予算を拡充してください。
2. 放課後児童健全育成事業に関する省令・条例を遵守した上で、入所を希望するすべての「子

どもを受け入れ、待機児童を作らないでください。

3. 利用率（利用日数／6）を加味した定員設定をやめてください。
4. 利用制限のある共用教室ではなく子ども達の健やかな放課後生活の場として、支援の単位毎に専用教室を確保してください。
5. 支援の単位毎に常勤の放課後児童支援員を配置し、それぞれの単位毎に運営してください。
6. 配慮を要する子どもに対する指導員加配を充実させてください。
7. 堺市は他市と比較して指導員研修の実施が最低水準です。事業者任せではなく、堺市が責任を持って実施してください。
8. すべての利用者、指導員、運営事業者に対しアンケート調査を実施し、事業の現状を把握したうえで問題点を公開してください。
9. すべての放課後事業の事業者選定方法を変更して1年が経過しました。事業者変更に伴う放課後事業の問題点を精査して堺市の見解を公表してください。
10. 現在、指導員が不足しています。指導員を長期的に安定して雇用するために、堺市の予算を拡充し、国・大阪府のキャリアアップ待遇改善事業の予算を確保し、指導員の待遇を充実させてください。
11. 運営事業者の委託金は、堺市の税金から支出されています。堺市が責任を持って運営事業者に対し収支報告を義務付けて公開してください。
12. 民間企業に委託するのではなく、堺市が直接運営（公設公営）をしてください。
13. ルーム内の設備（クーラー、手洗い、床など）の老朽化が進んでいます。年次計画をたてて整備してください。
14. お弁当保管としての冷蔵庫が足りません。各ルームに必要数を確保してください。

受理年月日 平成30年5月21日

放課後施策について

陳 情 者 堺市北区

百舌鳥小学校のびのびルーム保護者会

代表 堀 口 良 太

百舌鳥小学校のびのびルームにおける超過密・指導員不足・施設整備等について

陳情の内容

百舌鳥小学校のびのびルームにおける過密及び指導員不足の問題については、これまで幾度となく堺市議会へ陳情を行い、その解決をお願いしてきました。その度に議会から当局に善処が要望されますが、過密については百舌鳥小学校の校舎の増改築まで解決を先送り、指導員不足の問題については何も解決策がないままです。

その間、利用者数は増え続け、平成 30 年度は昨対比 15%、20 人以上増加して 190 人を超える人数となりました。支援の単位も 1 つ増え 5 つとなっています。しかしながら、専用教室の数は依然として 2 教室のままで、利用者数増加に対しては荷物も置いておけない共用教室での対応となっています。子どもたちは全員その 2 教室に属しており、40 人定員の教室に 90 人以上の子どもたちが詰め込まれるという異常な状況になっています。指導員不足についても、平成 29 年度については 1 月 31 日までの開設日 245 日のうち不足している日が 133 日もあるという極めて異常な状況です。

「子育て日本一のまち堺」の実現には放課後児童対策事業の充実が不可欠です。とりわけ北区は市内でも唯一人口が増えている行政区であり、他区と比べてもより子育て対策の充実が求められているはずです。しかしながら、北区ののびのびルーム、とりわけ百舌鳥小学校のびのびルームにおいては、面積基準においても、指導員配置においても条例違反の疑いが強く、今年度予算においてもそれを解消しようとする意図は感じられませんでした。市議会におかれましては、以下の切実な要望をご理解いただき、市長をはじめとした当局へ更に厳しい目を向けていただき、子ども達そして保護者が安心できるのびのびルームを実現いただきますようお願いいたします。

<陳情事項>

1. 当局の議会に対する姿勢及び放課後児童対策事業への取組の姿勢と運営事業者との事業内容の分担について

(1) 平成 30 年 3 月 13 日審査の陳情及び陳述（以下、「前回陳情」と言う）において、①平成 30 年度当初における定員（210 人）・利用予定者数（192 人）に対して、ロッカー（176 人分）・壁面フック（177 人）が不足している旨、また②平成 28 年度も利用者数がロッカー・フックの数を上回る状況で年度当初に対応されず新入生が荷物を置けなくなってしまったことがある旨を指摘し、対応をお願いしました。しかしながら、一向に用意されないため、3 月 28 日（水）に私から当局に電話しましたが、その時点ではフックについて全く対応がなされる予定もなく、ロッカーについては現場を含む運営事業者との調整や連絡も一切なく、一方的に共用教室（生活科ルーム 2）に運び込まれているという状況でした。もちろん現場も運営事業者もその事実については知りませんでした。電話のやりとりで、「フックについては事業者から要望がなかったため準備しなかった」、「ロッカーについては共用教室に仮置きするのはいけないことか」と説明や発言がありましたが、フックについて市議会で指摘があり、当局にも議会から「善処方要望」されたにもかかわらず当局が現場を確認もしていない、もしくは事業者に確認もさせていないのはなぜか理由を確認してください。フックについては「フックがなくて新入生が悲しむのは保護者会として見過ごせないため、当局が設置しないのであれば、保護者会で設置する許可が欲しい」とのやりとりまでしています。このような当局の取り組み姿勢は市民の代表である議会軽視、市民の市政への直接参加制度である陳情・陳述の軽視が甚だしく、許されないと考えます。

ロッカーについては、当局の言う「仮置き」前にそもそもロッカーを用意するにあたって、条例違反の疑いが極めて強く、不便な共用教室での運営を強いられている運営事業者とロッカーのタイプや使用方法、設置場所等が調整もされないのはなぜか理由を確認してください。また、いつ、何人分のロッカーが「仮置き」されたのかを確認してください。また「仮置き」後、いつどのような方法で運営事業者に連絡がなされたのか確認してください。

さらに、4 月 2 日（月）から新入生が来るにも関わらず、新年度開始 4 日前という直前でさえロッカー・フックが必要な場所に用意されず、それどころかそれらが用意されるかどうかも分からぬ状況におかれ、運営事業者が新年度の運営方法を決められない状況になったのはなぜか理由を確認してください。運営事業者が業務仕様書及び企画提案に従って運営を行う前提として、必要最低限の設備がそろっていることは不可欠です。その設備の準備もできない状況では、当局に非常に強い指導・監督能力が求められるプロポーザル制度の適正な実施・運営は不可能であると考えます。

(2) (1)に関連して、ロッカーやフックを含めた施設の設備について、当局と運営事業者のどちらに整備義務があるのが確認してください。もし、整備について当局と運営事業者に分担が

あるのであれば、その分担区分についての考え方を確認してください。

2. 共用教室について

- (1) 前回陳情において、平成 29 年度の生活科ルーム 2 は「平日 14 時から 16 時」、「平均週 2 ~ 3 回の使用」であり、会議室は「平日 14 時から 15 時」、「平均週 1 回」との当局回答をいただきましたが、生活科ルーム 2、会議室それぞれについて使用されている主な曜日を確認してください。また、生活科ルーム 2 と会議室が同時に使用されたことがあるのか確認してください。
- (2) 平成 30 年度における共用教室は生活科ルーム 2、会議室、少人数教室であると聞いています。少人数教室とは学校において、どの学年が、どのような教科で、どのような目的や方法（例えば音楽室のようにある学年の音楽の授業が全て行われているのか、もしくは特定の授業のうち一部の児童だけがその教室で授業を受けるのかなど）で使用されているのか、週に何時間利用されているのか確認してください。また、その大きさは生活科ルーム 2 や会議室と同様であるかどうかも確認してください。
- (3) 前回陳情において、「業務仕様書及び、それに基づき運営事業者が提出した企画提案に照らし、上記の共用教室利用方法は適切であると当局は考えているのか確認してください」との要望に対し、「共用教室に係る運用につきましては、業務仕様書及び企画提案のとおり履行するよう運営事業者に指導及び助言を行っております」との回答がありました。要望の趣旨は当局が現状をどのように判断しているのかを確認してほしいというのですが、この回答からはそれが判断できませんでした。そこで、上記回答の意味するところは平成 29 年度及び平成 30 年度の共用教室利用方法について適切と考えているということなのか、適切と考えていないということなのかどちらであるか確認してください。どちらでもないということであれば、それはどういう意味なのか分かりやすく具体的に説明するよう求めてください。
- (4) 子ども達の荷物を共用教室に常時置いておけるようのびのびルーム専用の荷物用の鍵付きロッカーを設置するなどして学校側がのびのびルームにより協力しやすい環境を整えることで、共用教室を専用教室のように使用できるようにし、過密を解消するよう求めてください。
- (5) 平成 30 年度については、新 1 年生が 4 クラスであったこと、5 クラスあった新 3 年生が 4 クラスとなったことにより、共用教室をもう 1 つ確保し、何とか待機の発生を避けることが出来ました。しかし、あと数人で新 1 年生が 5 クラスになっていた現状を見ると、来年度も今ままでは待機が出る可能性が非常に高いと考えられます。また、校区別年齢別人口を見ると、来年度の新 1 年生は多くなるのではないかと推測されます。来年度の新 1 年生入学者数の見込みを確認してください。

3. 指導員不足について

- (1) 平成 29 年 12 月 12 日審査の陳情（以下、「前々回陳情」という）の当局回答によると平成

29年度における指導員の基本配置数は8人であったとのことですが、当該年度における配慮を要する児童への対応のため追加配置している指導員（以下、「加配指導員」と言う）の配置数を確認してください。また、平成30年度における指導員の基本配置数と加配指導員の配置数を確認してください。

- (2) 前々回陳情への当局回答によると基本配置8人が不足していたのは2日、前回陳情への当局回答によると加配指導員が不足していたのは1月31日までの開設日245日のうち133日あったとのことですが、平成29年度通年の実績及び平成30年度の直近の実績として、それぞれの年度における開設日、基本配置が不足していた日数とその日付、加配指導員が不足していた日数を確認してください。
- (3) 基本配置8人が不足していた日が前々回陳情直前時点で2日しかないというのは、迎えなどで現場を見ていたものとして、特に夏休みなどは違和感があります。指導員配置の詳細な考え方を確認してください。例えば基本配置8人の場合、開設時間を通して常に8人が勤務している状態が必要なのか。あるいは、利用者数の増減に合わせて勤務している指導者数を増減させていいのか。あるいは、午前4人・午後4人というように延べ人数が8人であればよいのかなど。
- (4) 前々回陳情にかかる陳述や前回陳情でも指摘したように加配指導員が不足した場合、現実には配慮を要する児童の安全確保のため、基本配置の指導員を割いて配慮を要する児童に対して配置しているため、実質的に基本配置が満たされない状況となっています。こういった現状を当局は把握しているのか確認してください。また、上記の状況のように、基本配置の不足は明らかに条例違反であることを確認してください。
- (5) (4)に関連して、指導員配置についての報告には具体的に「基本配置何人、加配指導員何人」との記載があるのか、もしくは文書以外の報告（口頭など）があるのか確認してください。もし、そういった記載や報告が様式や制度としてないのであれば、当局は基本配置数や加配指導員数が満たされているかどうかをどのように数えて判断しているのか確認してください。

4. 校舎の増改築とのびのびルーム用の教室確保

- (1) 校舎増改築に伴い確保される教室は専用教室として使用できるのか、それとも依然として学校優先の一時利用しかできない共用教室であるのかを確認してください。
- (2) 先日学校からの文書で運動会終了後から地下の埋蔵文化財調査を行うとの連絡がありました。平成32年度当初から新校舎が供用開始され、それに伴いのびのびルームの教室が確保され、過密が解消されるという当初の予定に変更はないのか確認してください。また、新校舎の供用開始が先送りされ、過密が解消も先送りとなる見通しであれば、新校舎を待たず、現在ののびのびルーム専用教室を増改築するよう要望してください。

5. 施設の整備について

- (1) 専用教室のエアコンは耐用年数を大幅に過ぎ、累積の使用時間数も限界を超えており、夏場に毎年故障が発生しています。当然型式も古く、故障すれば部品がない、もしくは取り寄せに非常に時間がかかります。昨年度は冬にも2部屋のうちの1部屋が故障し、緊急で取り替えられました。もう1部屋も本陳情書提出時点では、配管から漏水して天井から水が滴り落ちている状況です。夏場にエアコンがなければ熱中症など子どもの命に直結します。平成29年8月28日審査の陳情の当局回答では「計画的に入れ替えを検討している」とのことでしたが、百舌鳥小学校のびのびルームのB部屋においてはいつ入れ替えが行われる予定であるのか確認してください。また、夏前に入れ替えを行うよう併せて要望してください。
- (2) 夏場の子ども達のお弁当はO157対策のため原則冷蔵庫保管となっていますが、専用教室には冷蔵庫が5台しかなく、夏場の平均的な出席者数を160人としても1台につき30人分以上を保管しなければならず、その他のおやつを含めると入りきらない状況です。至急、冷蔵庫を増やすよう要望してください。また、専用教室にはもう設置する場所がないため、共用教室に設置するよう要望してください。
- (3) 専用教室のトイレについて、設置当初に比べ利用者数が激増し、使用頻度が増加していることや、施設自体の老朽化等により頻繁に詰まってしまい非常に不衛生な環境になっています。トイレ施設の更新、および増設を要望してください。
- (4) 専用教室の雨樋が破損しており、雨天時には教室前の靴箱付近まで水が跳ねており、子ども達が濡れてしまいます。梅雨時期までに雨樋の補修をするよう要望してください。また、根本的な対策として靴箱を置いてある廊下を覆う屋根を拡張するよう要望してください。

受理年月日 平成30年5月21日

平成30年 第2回市議会(定例会)陳情書綴

平成30年6月 発行

編集・発行 堺市議会

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

Tel 072-233-1101

URL <http://www.city.sakai.lg.jp/shigikai/>

印 刷 協和印刷株式会社

堺市行政資料番号
1-B2-18-0050

